健康福祉

- 1 社会福祉(地域共生社会推進室·福祉指導課)
- (1) 戦没者追悼式(地域共生社会推進室)

戦没者の御霊にめい福を祈るとともに、平和への誓いを込めて第72回戦没者追悼式を令和6年11月13日に高槻城公園芸術文化劇場北館で実施した。参列者は遺族26名、来賓27名であった。

- (2) 恩給·援護関係(地域共生社会推進室)
- ① 恩給関係

普通恩給・普通扶助料等の手続き等についての問合せに対応

② 戦没者等遺族関係

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、戦没者等の妻に対する特別給付金、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の請求受付及び国債交付

(3) 民生委員児童委員(地域共生社会推進室)

民生委員児童委員は、民生委員法、児童福祉法に基づき設けられているもので、地域の社会福祉のため、地域と行政のパイプ的役割などを担っている。委嘱者数(令和7年4月1日現在)は510人(男161人・女349人)で具体的には次のような活動を行っている。

〈社会調査活動〉地域における住民の生活状態や福祉ニーズの把握

〈相談支援活動〉①生活に関する相談・援助 ②福祉の制度やサービスの情報提供

③関係行政機関等への連絡通報

〈社会福祉事業者等との連携〉社会福祉に関する活動を行う者や事業者との連携

〈福祉行政への協力〉社会福祉各法(生活保護法、売春防止法、児童・身体障害者・知的障害者・老人・母子及び父子並びに寡婦の各福祉法)への協力

〈地域福祉活動への協力〉地域の行事等への参加・協力

(4) 社会福祉審議会(地域共生社会推進室)

社会福祉法第7条の規定により、社会福祉審議会を設置(委員50人と専門委員で構成)。社会福祉 に関する事項について調査審議を行う。

社会福祉審議会には、民生委員審査・高齢者福祉・児童福祉・障がい者福祉の各専門分科会と地域共生社会推進部会を置き、障がい者福祉専門分科会には身体障がい者手帳の交付に係る審査等のための審査部会を置く。

(5) 地域福祉会館(地域共生社会推進室)

地域福祉活動の中心となる総合拠点施設であり、社会福祉協議会、ボランティア・市民活動センターの事務所や、地域福祉に関する情報コーナー、地域福祉活動を行う市民・市内の団体が使用できる会議 室、研修室などがある。

(6) 社会福祉法人の設立認可(福祉指導課)

令和6年度においては、社会福祉法人の設立認可を行っていない。

(7) 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監督(福祉指導課)

所管の社会福祉法人及び社会福祉施設への指導監督を行った。

ア 社会福祉法人への実地指導監査(令和6年度)

(単位:件)

| 新 III | 種 別 対象数 実施数 | 宝旅粉 文書指摘 | | | 左記の内訳 | |
|--------|-------------|----------------|-------|----|-------|------|
| 作里 万门 | | 美胞 級 の数 | チルダ の | の数 | 法人運営 | 会計処理 |
| 社会福祉法人 | 31 | 14 | 59 | 31 | 20 | 8 |

- ※ 法人運営とは、定款、登記、理事会等の運営、監事監査等に関する事項をいう。
- ※ その他とは、情報公開、規程整備、苦情解決体制等に関する事項をいう。

イ 社会福祉施設への実地指導監査(令和6年度)

(単位:件)

| | 往 叫 | 対象数 | 宝施粉 文書指摘 | | 大き指摘 左記の内訳 左記の内訳 | | | |
|--------|------------|-----|-------------|---------|------------------|------|-------|--|
| | 種別 | 刈豕剱 | 夫 飑剱 | 実施数の数の数 | | 会計処理 | 利用者支援 | |
| 社会 | 高齢者福祉施設 | 38 | 16 | 51 | 9 | 25 | 17 | |
| 社会福祉施設 | 障がい者支援施設等 | 4 | 1 | 3 | 1 | 0 | 2 | |
| 設 | 計 | 42 | 17 | 54 | 10 | 25 | 19 | |

- ※ 施設運営とは、施設設備管理、人事管理、災害防止対策等に関する事項をいう。
- ※ 利用者支援とは、入所・通所者への生活支援、食事提供等に関する事項をいう。
- ※ 障がい者支援施設等とは、障がい者支援施設と保護施設をいう。

(8) 社会福祉施設等物価高騰対策支援金(福祉指導課)

エネルギー価格等の高騰の影響を受けながらも、市民(高齢者、障がい者等)が安心して福祉サービスを利用できるよう、事業継続に取り組む社会福祉施設等(高齢者・障がい者等の入所施設)に対し、支援金を支給した。

(令和6年度)

| 交付対象 | 対象数(件) | 補助額(円) |
|---|--------|--------------|
| 社会福祉施設等(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、障がい者支援施設、救護施設、認知症グループホーム、障がい者グループホーム、介護保険事業所、障がい福祉サービス事業所) | 295 | 33, 300, 000 |

(9) 介護保険サービス事業者等の指定・指導等(福祉指導課)

ア 新規指定事業・施設数

指定居宅サービス

3 2 事業

指定介護予防サービス 2 6 事業 指定居宅介護支援 9 事業 指定地域密着型サービス 6 事業 指定地域密着型介護予防サービス 4 事業 第一号事業 6 事業 介護予防支援 1 事業

イ 運営指導実施状況(令和6年度)

(単位:件)

| | 対象 | | 文書指摘 | 左記の内訳 | | | | | |
|-----------------|-----|-----|------|----------|----|----|-----|----------|-----|
| 種別 | 事業数 | 実施数 | の数 | 基本 方針 | 人員 | 設備 | 運営 | 法令 遵守 | 報酬 |
| 指定居宅サービス | 271 | 45 | 221 | 0 | 2 | 8 | 152 | 19 | 40 |
| 指定介護予防サービス | 128 | 24 | 107 | 0 | 1 | 4 | 85 | 11 | 6 |
| 指定居宅介護支援 | 77 | 10 | 35 | 0 | 0 | | 26 | 5 | 4 |
| 指定介護予防支援 | 20 | 2 | 8 | 0 | 0 | | 8 | 0 | 0 |
| 指定地域密着型サービス | 131 | 22 | 156 | 0 | 3 | 6 | 101 | 6 | 40 |
| 指定地域密着型介護予防サービス | 56 | 10 | 65 | 0 | 0 | 1 | 46 | 5 | 13 |
| 指定介護老人福祉施設 | 15 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 介護老人保健施設 | 8 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 第一号事業 | 188 | 27 | 167 | 0 | 3 | 7 | 93 | 8 | 56 |
| 計 | 894 | 143 | 762 | 0 | 9 | 26 | 514 | 54 | 159 |

[※] 第一号事業は、介護予防・日常生活支援総合事業の第一号訪問事業及び第一号通所事業をいう。

ウ 監査実施状況(令和6年度) 事業者に対して監査を実施していない。

エ 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の立入検査実施状況(令和6年度)

(単位:件)

| 種 別 | 対象施設数 | 実施数 | 文書指摘の数 |
|---------------|-------|-----|--------|
| 有料老人ホーム | 29 | 10 | 68 |
| サービス付き高齢者向け住宅 | 16 | 5 | 14 |
| 1 | 45 | 15 | 82 |

才 集団指導等実施状況(令和6年度)

| 対 象 | 開催日等 | | 参加施設・事業所数 |
|-----------------|--------------------------|----|-----------|
| 指定居宅サービス事業所等 | | | |
| 指定地域密着型サービス事業所等 | WEDIST /新西哥/号 次 | 6月 | 721 |
| 指定介護老人福祉施設 | WEB形式(動画配信、資料の掲載、アンケート)に | 0月 | 121 |
| 介護老人保健施設 | おり実施した。 | | |
| 有料老人ホーム及びサービス付き | 」より天心した。 | 7月 | 4.4 |
| 高齢者向け住宅 | | (月 | 44 |

(10) 障がい福祉サービス事業者等の指定・指導等(福祉指導課)

ア 新規指定事業数

指定障がい福祉サービス 39事業 指定特定相談支援 3事業 登録地域生活支援事業 8事業 指定障がい児通所支援 13事業 指定障がい児相談支援 2事業

イ 運営指導実施状況(令和6年度)

左記の内訳 対象 文書指摘 種 別 実施数 の数 事業数 基本 人員 設備 運営 変更届 報酬 方針 指定障がい福祉サービス 指定障がい者支援施設 指定一般相談支援 指定特定相談支援 登録地域生活支援事業 指定障がい児通所支援 指定障がい児相談支援

(単位:件)

ウ 監査実施状況(令和6年度)

3事業者に対して監査を実施した。

工 集団指導実施状況

計

| 対 象 | 開催日等 | 参加事業所数 |
|----------------|------------------------|--------|
| 指定障がい福祉サービス事業所 | | |
| 指定障がい者支援施設 | | |
| 指定一般相談支援事業所 | 令和6年6月21日(午後) | 200 |
| 指定特定相談支援事業所 | | |
| 登録地域生活支援事業所 | | |
| 指定障がい児通所支援事業所 | 今和6年6月 90月 (左並) | 70 |
| 指定障がい児相談支援事業所 | 令和6年6月20日(午前) | 78 |

[※] 集合形式とオンラインの同時進行で実施した。

(11) 社会福祉施設等整備補助(福祉指導課)

社会福祉施設の整備促進を図り福祉ニーズに対応するため、社会福祉法人等が整備する社会福祉施設 及び設備について、その費用の一部を補助金として交付した。

(令和6年度)

| 交 付 対 象 | 対象数(件) | 補助額(円) |
|---------------------|--------|---------------|
| 高齢介護施設 (施設整備費) | 4 | 274, 560, 000 |
| 高齢介護施設(防災・減災等設備整備費) | 3 | 24, 089, 000 |
| 高齢介護施設 (開設準備経費) | 3 | 64, 285, 000 |
| 障がい者支援施設等(施設整備費) | 2 | 63, 830, 000 |
| 승 計 | 12 | 426, 764, 000 |

2 生活福祉(生活福祉支援課・生活福祉総務課・福祉相談支援課)

(1) 生活保護(生活福祉総務課・生活福祉支援課)

生活保護は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて必要な給付を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする。保護の適用は、生活に困窮する者が、利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、最低限度の生活維持のために活用することを要件として行われる。

生活保護状況

(保護費は、決算額。その他の数値は、各年度末数値)

| 年度 | 人口 (人) | 被保護世帯数 (世帯) | 被保護人員 (人) | 保護費(年間) (円) | 保護率 (‰) |
|-------|-----------|----------------|--------------|-------------------|------------|
| 令和6年度 | 344, 852 | 4, 360 | 5, 608 | 10, 209, 170, 949 | 16. 26 |
| 令和5年度 | 346, 189 | 4, 353 | 5, 663 | 10, 154, 892, 367 | 16. 36 |
| 令和4年度 | 348, 020 | 4, 311 | 5, 660 | 9, 886, 064, 346 | 16. 26 |

[※] 保護率 (‰=パーミル) は1,000人に対する割合を示す。

(2) 中国残留邦人等自立支援(生活福祉総務課・生活福祉支援課)

中国残留邦人等の置かれている特別な事情をかんがみ、老後の生活の安定等を実現するため、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律」に基づき、支援給付等の生活支援を行う。

支援給付状況

(支援費は、決算額。その他の数値は、年度末数値)

| 年度 | 被支援世帯数 (世帯) | 被支援人員 (人) | 支援費(年間) (円) |
|-------|----------------|--------------|----------------|
| 令和6年度 | 12 | 13 | 24, 441, 177 |
| 令和5年度 | 12 | 13 | 24, 997, 324 |
| 令和4年度 | 13 | 15 | 29, 296, 246 |

(3) 生活困窮者自立支援(福祉相談支援課)

生活困窮者が早期に困窮状態から脱却するために、就労その他自立に向けた相談支援や課題解決に向けた支援プランを策定し、自立に向けた支援を行う。

① 相談件数等の状況

| 年度 | 新規相談件数(件) | プラン策定件数(件) | プラン終結数 (件) |
|-------|-----------|------------|------------|
| 令和6年度 | 747 | 112 | 91 |
| 令和5年度 | 650 | 124 | 122 |
| 令和4年度 | 1, 203 | 188 | 161 |

② 多重債務相談

多重債務者を救済するため、大阪弁護士会及び大阪司法書士会との連携・協力体制を強化し、相談者を法律専門家に繋いでいる。また、庁内では多重債務者の生活再建を支援するため、「生活困窮者支援調整ネットワーク会議」において情報の共有などを図っている。

令和6年度の多重債務相談は、127件だった。

(4) 就労支援(生活福祉支援課·福祉相談支援課)

生活保護受給者等に対し、ハローワークとも連携し、早期の自立に向けた就労支援等を行う。また、 産業振興課において実施していた就職困難者への就労支援も平成27年4月より併せて行っている。

① 就労支援の状況

| 年度 | 支援者数(人) | 就職者数(人) |
|-------|---------|---------|
| 令和6年度 | 283 | 121 |
| 令和5年度 | 329 | 175 |
| 令和4年度 | 370 | 193 |

② 就労準備支援等の状況

| 年度 | 支援者数(人) | 就職者数(人) | 職場体験(人) |
|-------|---------|---------|---------|
| 令和6年度 | 14 | 11 | 12 |
| 令和5年度 | 37 | 22 | 28 |
| 令和4年度 | 55 | 30 | 28 |

3 障がい者(児)福祉(障がい福祉課・福祉相談支援課)

(1) 身体障がい者手帳所持者数(令和6年度実績)(障がい福祉課)

身体障がい者手帳は、身体に障がいのある人が各種の福祉サービスを受ける際に役立てていただくために交付した。

| 障がい部位 | P | 計 | | |
|------------|---------|---------|---------|----------|
| 障がい部位 | 1、2級 | 3、4級 | 5、6級 | 日 |
| 視覚障がい | 566 人 | 108 人 | 179 人 | 853 人 |
| 聴覚・平衡機能障がい | 249 人 | 358 人 | 328 人 | 935 人 |
| 音声・言語機能障がい | 27 人 | 147 人 | | 174 人 |
| 肢 体 不 自 由 | 2,365 人 | 2,524 人 | 2,022 人 | 6,911 人 |
| 内 部 障 が い | 2,454 人 | 1,426 人 | | 3,880 人 |
| 計 | 5,661 人 | 4,563人 | 2,529 人 | 12,753 人 |

(2) 療育手帳所持者数 (令和6年度実績) (障がい福祉課)

療育手帳は、知的障がいのある人が各種の福祉サービスを受ける際に役立てていただくために交付した。

| 総合判定 | 児(18 歳未満) | 者(18歳以上) | 計 |
|----------|-----------|----------|----------|
| A | 285 人 | 1,294 人 | 1,579人 |
| B1 | 283 人 | 621 人 | 904 人 |
| B2 | 548 人 | 1,090人 | 1,638人 |
| = | 1,116人 | 3,005 人 | 4, 121 人 |

(3) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数(令和6年度実績)(障がい福祉課)

精神障がい者保健福祉手帳は、精神に障がいのある人が各種の福祉サービスを受ける際に役立てていただくために交付した。

| 障がい等級 | 所持者数 |
|-------|---------|
| 1級 | 300 人 |
| 2級 | 2,452 人 |
| 3級 | 2,171 人 |
| 計 | 4,923 人 |

(4) 給付金制度(令和6年度分)(障がい福祉課)

| 名称及び事業 | 目的 | 対 象 者 | 支 | 合 額 |
|---------------------------|--|--|------|-----------|
| 特別児童扶養手当 | 精神又は身体に障がいを有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ること。 | 次のいずれかに該当する 20 歳 未満の在宅の障がい児を養育 (児童と同居し、監護し、生計 を同じくしていること。) され ている方 ① 身障手帳 1~3 級 (下肢障がいは 4 級まで) ② 重度・中度の知的・精神障がい 3 その他、障がい・疾病により 上記と同程度の状態 | 2級手当 | 55, 350 円 |
| 大阪府重度障がい 者在宅生活応援制 度 | 重度障がい者と同居し介護する人に給付金を支給することにより、障がい者の自立と社会参加に向け、在宅生活の推進とさらなる応援を図る。 | 身障手帳 1・2 級と重度の知的 障がいをあわせもつ障がい者 を在宅介護されている方 | 月額 | 10,000円 |

| 障がい児福祉手当 | 重度障がい児に対して、その 障がいのため必要となる精神 的、物質的な特別の負担の軽 減の一助として手当を支給す ることにより、障がい児の福 祉の向上を図ること。 | 次のいずれかに該当する 20 歳 未満で常時の介護が必要な在 宅者 ① 身障手帳 1 級又は 2 級の一 部 ② 最重度の知的障がい ③ 精神障がい ④ その他、障がい・疾病により 上記と同程度の状態 | 月額 | 15, 690 円 |
|----------|--|--|----|-----------|
| 特別障がい者手当 | 精神又は身体に著しく重度の 障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要と する特別障がい者に対して、 重度の障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負 担の一助として手当を支給することにより、特別障がい者 の福祉の向上を図ること。 | 次のいずれかに該当する 20 歳以上で常時特別の介護が必要な在宅者 ①身障手帳 1・2 級の一部、最重度の知的障がい・精神障がい又はこれと同程度の障がい・疾病の内、二つ以上が重複②その他、障がい・疾病により上記と同程度の状態 | 月額 | 28,840円 |

(5) 情報提供事業 (障がい福祉課)

| 名称及び事業 | 目 | 的 | 対 | 象 | 者 | 令和6年 | 年度実績 |
|--------------------|--|----------------------|---|-----|-------|---------------|--------|
| 視覚障がい者に対 する情報提供 | 視覚障がい者は 報・生活情報等 録音テープで提 祉の向上を図る 報は、「高齢者着 | を点字または 供し、その福 。主な提供情 | ~ | 者で事 | 前登録をし | 点字出版 点 訳 声のテー | 1,407枚 |
| | うサービスガイ | | | | | | 603本 |

(6) 交通助成 (障がい福祉課)

| 名称及び事業 | 目的 | 対 象 者 | 令和6年度実績 |
|--------------------|---|--|-------------------|
| 高槻市営バス乗車券の交付 | 身体障がい者、知的障がい者 及び精神障がい者に対し、高 槻市営バス乗車券を交付す る。 | 市内に居住する、身体障がい 者手帳、療育手帳、精神障が い者保健福祉手帳の所持者 | 交付人数 17,409 枚 |
| 付添人高槻市営バ ス乗車券交付 | 療育園、保育所、学校等に通 園、通学している身体障がい 者(児)及び知的障がい者(児) の付添人に高槻市営バス乗車 券を交付する。 | 市内に居住する第1種及び 12歳未満の身体障がい者手 帳所持者、またはA・B1及 び12歳未満の療育手帳所持 者の付添人 | 交付人数 6人 |
| 自動車教習費の交 付 | 身体障がい者手帳所持者が公 安委員会から運転免許証を受 けた場合、教習費として 40,000 円を限度として交付 する。 | 市内に居住する身体障がい者 手帳所持者で新たに運転免許 証を取得した人 | 1人1回限り 交付人数 1人 |

| 重度障がい者福祉 | 重度の障がい者にタクシーの | 次のいずれかに該当する市内 | 延べ交付枚数 |
|----------|---------------|---------------|-----------|
| タクシー料金助成 | 利用料金の一部を助成するこ | に居住する人 | 98, 204 枚 |
| 事業 | とにより、社会参加を促す。 | ① 身体障がい者手帳の肢体 | |
| | | 不自由・視覚・心臓・腎 | |
| | | 臓・呼吸器・免疫・肝臓 | |
| | | 機能障がいの総合等級が | |
| | | 1・2級の所持者、もし | |
| | | くは体幹機能障がい3級 | |
| | | の所持者 | |
| | | ② 療育手帳Aの所持者 | |
| | | ③ 精神障がい者保健福祉手 | |
| | | 帳1級の所持者 | |
| | | (所得要件あり) | |
| 自動車改造費の助 | 身体障がい者が住み慣れた地 | 市内に居住する身体障がい者 | 交付人数 4人 |
| 成 | 域社会のなかで自立し、社会 | 手帳所持者で自らが所有し、 | |
| | 参加の促進に資することを目 | 運転する自動車の操向装置等 | |
| | 的とする。 | の一部を改造する必要がある | |
| | | 人(所得要件あり) | |

(7) 障害者総合支援法による自立支援給付(障がい福祉課)

| 名称及び事業 | 目 的 | 対 象 者 | 令和6年度実績 |
|---------------|---|--|--|
| 居宅介護 (ホームヘルプ) | 自宅において、入浴、排せつ、 食事等の介護、調理、洗濯及 び掃除等の家事等の援助を行 う。 | 日常生活を営むのに支障がある障がい支援区分の認定を受けた (障がい児にあってはこれに相当する心身の状態) 障がい者等 | 身体介護 257 人 70, 449.0 時間 家事援助 506 人 48, 558.0 時間 通院介助 367 人 15, 651.0 時間 乗降介助 1 人 86.0 回 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する者であって、常に介護を必要とする者に、自宅での介護や外出時の移動中の支援などを総合的に行う。 | 障がい支援区分が4以上の、 次のいずれかを満たす者 ・二肢以上に麻痺等があり、 居宅介護の身体介護、家事 援助等の支給要件を満たす 重度の肢体不自由者 ・行動援護の対象者で、重度 訪問介護の必要性が確認で きる者 | 利用者数 17 人 利用時間 62,887.5 時間 |
| 行動援護 | 知的若しくは精神障がいに より行動上著しい困難を有 する障がい児者が行動する ときに危険を回避するため に必要な援護、外出時の必要 な支援等を行う。 | 障がい支援区分が3以上(障がい児にあってはこれに相当する心身の状態)で行動関連項目得点が10点以上の、身体介護及び通院等介助の支給要件を満たす知的障がい者及び精神障がい者 | 利用者数 32 人 利用時間 7,605.0 時間 |
| 同行援護 | 移動時及びそれに伴う外出 先において必要な代筆・代読 等の視覚的情報支援や、移動 の援護、その他必要な援助を 行う。 | 視覚的情報支援や移動の支援 を必要とする視覚障がい者 で、同行援護アセスメント調 査票により対象となる者 | 利用者数 130 人 利用時間 24, 042. 0 時間 |

| 療養介護 | 医療機関で療養上の管理、看 | 医療と常時介護を必要とする | 利用者数 60 人 |
|-----------|---------------------------|---------------------------------|----------------------------|
| | 護、介護等を行う。 | 障がい者で要件を満たす者 | 利用日数 |
| 生活介護 | 常に介護を必要とする者に、 | 常時介護を要する障がい支援 | 21, 285 日 利用者数 1, 074 人 |
| | 主に日中、施設等で、入浴、 | 区分が3以上(50歳以上は区 | 利用日数 |
| | 排せつ、食事の介護等を行う | 分2以上。障がい者入所施設 | 239, 746 日 |
| | とともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。 | の入所者は、区分4以上、50 歳以上は区分3以上)の障が | |
| | 生1日 男 | い者 | |
| 短期入所 | 自宅で介護する者が病気の場 | 障がい支援区分の認定を受け | 利用者数 413人 |
| (ショートステイ) | 合などに、短期間、夜間も含まれている。 | た障がい者及び厚生労働大臣 | 利用日数 |
| | め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。 | の定める区分における区分1 以上の障がい児 | 16, 166 日 |
| 施設入所支援 | 施設に入所する障がい者に対 | 生活介護を利用している障が | 利用者数 206 人 |
| | し、主として夜間において入 | い支援区分が 4 以上(50 歳以 | 利用日数 |
| | 浴、排せつ、食事等の介護等 を行う。 | 上は、区分3以上)の障がい者 | 70,873 日 |
| 共同生活援助 | 主に夜間において共同生活を | 地域生活において相談や日常 | 利用者数 603人 |
| (グループホーム) | 行う住居で、相談や日常生活 | 生活上の援助、介護を必要と | |
| | 上の援助と個々のニーズに対 | する障がい者 | |
| | 応した介護を行う。 | | |
| 自立訓練 | 自立した日常生活や社会生活 | (機能訓練) | (機能訓練) |
| | ができるよう、一定期間、身 | 地域での自立した生活を送る | 利用者数 8人 |
| | 体機能や生活能力向上のため | ために機能訓練等の支援が必 | 利用日数 993 日 |
| | の訓練を行う。 | 要な身体障がい者 | (生活訓練) |
| | | (生活訓練) | 利用者数 80人 |
| | | 入所や入院等から地域での生 | 利用日数 8,694日 |
| | | 活へ移行するために日常生活 | |
| | | や社会生活の訓練が必要な知 | |
| | | 的障がい者及び精神障がい者 | |
| 就労移行支援 | 一般企業等への就労希望者 | 就労に必要な知識及び技術の | 利用者数 281 人 |
| | に、一定期間、就労に必要な | 習得もしくは就労先の紹介そ | 利用日数 |
| | 知識及び能力の向上のために | の他の支援が必要な 65 歳未 | 27,728 日 |
| | 必要な訓練を行う。 | 満の障がい者 | |
| 就労継続支援 | 一般企業等での就労が困難な | (A型) | (A型) |
| | 者に働く場を提供するととも | 企業等に雇用されることが困 | 利用者数 366 人 |
| | に、知識及び能力の向上のた | 難な者であって、雇用契約に | 利用日数 54,937 日 |
| | めに必要な訓練を行う。 | 基づき継続的に就労すること | (B型) |
| | | が可能な65歳未満の者 | 利用者数 848 人 |
| | | (B型) | 利用日数 |
| | | 就労移行支援事業等を利用し | 129,753 日 |
| | | たが一般企業等の雇用に結び | |
| | | つかない者や、50歳に達して | |
| | | いる者等 | |

| 就労定着支援 | 就労移行支援等を利用して、 | 就労移行支援等を利用した | 利用者数 | 135 人 |
|--------|---------------|----------------|------|---------|
| | 通常の事業所に新たに雇用さ | 後、通常の事業所に新たに雇 | 利用日数 | |
| | れた障がい者の就労の継続を | 用された障がい者であって、 | | 1,007 日 |
| | 図るため、企業、障がい福祉 | 就労を継続している期間が 6 | | |
| | サービス事業者、医療機関等 | 月を経過した障がい者 | | |
| | との連絡調整を行うととも | | | |
| | に、雇用に伴い生じる日常生 | | | |
| | 活又は社会生活を営む上での | | | |
| | 各般の問題に関する相談、指 | | | |
| | 導及び助言等の必要な支援を | | | |
| | 行う。 | | | |
| 1 | | | | |

(8) 障害者総合支援法による補装具費の支給(障がい福祉課)

| 名称及び事業 | 目 | 的 | 対 | 象 | 者 | 令和6年度実績 |
|---------|----------|---------|-------|------|-------|---------|
| 補装具費の支給 | 障がい者等の身 | ′体機能を補完 | 身体障がい | 者手帳 | 所持者及び | 交付・修理者数 |
| | し、又は代替す | る補装具 (義 | 障害者総合 | 支援法 | において難 | 651 人 |
| | 肢、装具、車レ゙ | す等)の申請 | 病等の範囲 | に含ま | れる対象疾 | 交付・修理件数 |
| | があった場合、 | 補装具費の支 | 患により障 | 重がいが | ある人 | 729 件 |
| | 給を行う。 | | | | | |

(9) 障害者総合支援法による地域生活支援事業 (障がい福祉課)

| 名称及び事業 | 目 | 的 | 対 | 象 | 者 | 令和6年 | F度実績 |
|---------------|---|--------------------|--|-----------------------------------|--|------------------------|--------|
| 移動支援 (ガイドヘルプ) | | 章がい者が円滑 ように、移動を | 外障別障の機たな上上のすや者時いなの(体脳が上が下であり、ととはなりででである。とはなり、というではなり、とはなりのではない。というでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、 | はに行跡原の利をのがく障限援い性単用全、いもがる護(機独す廃両及の | い児(学視の体) 対下に対して、外で、外で、外ででは、かのでは、かのでは、がいるのでは、がいる。 手段でののが、がいるが、がいるが、がいるが、がいるが、がいるが、がいるが、がいるが、が | 利用人数 利用時間 129, 8 | 1,003人 |

| 日中一時支援事業 | 障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的に、宿泊を伴わない一時預かりを行い、障がい者等に活動の場を提供し、介護や見守り等の必要な支援を行う。 | 日中において、一時的に活動 の場の提供や見守り等の支援 が必要な障がい者等 | 利用人数利用日数 | 330 人8,648 日 |
|---------------------------|---|---|--------------|--------------|
| 日常生活用具の 給付 | 障がい者がその有する能力や 適性に応じ自立した日常生活 が営むことができるよう給付 を行う。 | 在宅の身体障がい者手帳 1・2 級(内部障がいは 3 級を含む) の所持者、療育手帳 A の所持 者、精神障がい者保健福祉手 帳 1 級の所持者、及び障害者 総合支援法において難病等の 範囲に含まれる対象疾患によ り障がいがある人等 | 給付件数 | |
| 緊急通報装置の 設置 | 重度の身体障がい者が住み慣れた地域社会で安心して生活を送れるよう、急病や災害等の緊急事態の発生時に簡易に通報を可能とする。 | ひとり暮らしの重度の身体障 がい者で市民税所得割が非課 税の者 | 設置台数 | 13 台 |
| 在宅重度障がい者 等訪問入浴サービ ス | 在宅の重度身体障がい者等で 入浴が困難な人に対し、自宅 に浴槽等を運び入れ、入浴サ ービスを行う。 | 家族等の介助だけでは入浴が 困難な、市内に居住する重度 身体障がい者等で、医師に入 浴可能と認められ、介護者の 立ち会いが可能な者 | 登録者 延べ利用作 | , - |

(10) 自立支援医療 (障がい福祉課)

| 名称及び事業 | 目 的 | 対 象 者 | 令和6年度実績 |
|--------|---|--|----------------------------|
| 更生医療 | 障がいを軽減し、日常生活の 困難を改善するために医療が 必要な時、指定医療機関で 療を受ける場合に医療費の 成を行う。 | S | 利用者数 455 人 延べ件数 5,411 件 |
| 育成医療 | 身体に障がいのある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療に係る費用の助用を行う。 | ある児童 | 利用者数 6人 延べ件数 24件 |
| 精神通院医療 | 指定医療機関での必要な医療 に係る費用の助成を行う。 | 法に定められた症状を有する 精神疾患により、継続した通 院治療が必要な者 | 利用者数 7,867 人 |

(11) 重度障がい者医療費の助成 (障がい福祉課)

重度障がい者に対し、医療費の一部を助成することにより、重度障がい者の保健の向上及び福祉の増進を図る。

① 対象者

市内に住所を有し、下記に該当する人。

年間所得が基準額(扶養0人のとき、4,721,000円)以下で、次の要件の1つに該当する人

- ・1級、2級の身体障がい者手帳の交付を受けている人
- ・療育手帳所持者でAの判定を受けている人
- ・身体障がい者手帳3~6級を所持し、かつ療育手帳所持者でB1の人
- ・1級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ・特定医療費(指定難病)受給者証等を所持し、障がい年金1級相当または特別児童扶養手当1級相当の人

② 助成する範囲

医療機関等の窓口で支払うべき保険診療に係る医療費等の自己負担額の一部を助成する。

1医療機関等あたり1日500円以内(月額3,000円を上限とする。)を控除した額を助成する。

③ 給付方法

医療証と健康保険証を一緒に医療機関等に提示すれば、上記の範囲の負担で受診できる。ただし、医療証は使用できる範囲が大阪府内であり、府外で受診した時等は、医療機関等の窓口でいったん保険診療分を支払ってから払い戻しの申請をする。

④ 医療費給付内容(令和6年度)

| 区分 対象別 | 対 象 者 数 | 件数 | 助成費総額 |
|-----------|---------|----------|-----------------|
| 府補助対象医療費分 | 5,829 人 | 209,044件 | 746, 895, 977 円 |

(12) 重度障がい者住宅改造助成事業 (障がい福祉課)

| 名称及び事業 | 目 | 的 | | 対 | 象 | 者 | 令和6年度 | 実績 |
|----------|---|-----------------------------|-------------------|------------------|------------------|--|-------|-----|
| 住宅改造助成事業 | | て生活できる)基盤となる住 、生活の利便 | い者手 肢また あって | 帳1 には体 は、3 | 吸また 幹の機 級を | の身体障が は2級(下 能障がいに 含む)所持 がい者等 | 助成件数 | 1 件 |

(13) 意思疎通支援事業 (障がい福祉課)

| 名称及び事業 | 目 的 | 対 象 | 令和6年度実績 |
|----------|--|------------------------------|------------------------|
| 手話通訳者の派遣 | 聴覚障がい者が公的機関・医療機関等で手話通訳を必要と するとき、通訳者を派遣する。 | 市内に居住する聴覚、言語機 能、音声機能障がい者等 | 実人数 54 人 派遣回数 689 回 |
| 要約筆記者の派遣 | 聴覚障がい者等に話の要点を その場でまとめ、OHC やノー ト等に書いて伝える要約筆記 者を派遣する。 | 市内に居住する聴覚、言語機 能、音声機能障がい者等 | 派遣回数 22回 |

(14) 救急医療情報キット配付事業 (障がい福祉課)

| 名称及び事業 | 目 | 的 | 対 | 象 | 令和6年 | 度実績 |
|---------------|--|---------|--------|---|------|------|
| 救急医療情報キット配付事業 | 救急隊員が迅速 情報を把握し、 応できることを 救急医療情報する。 | と目的として、 | 在宅の障がい | 者 | 配付数 | 21 個 |

(15) 啓発事業 (障がい福祉課)

障がい者の「完全参加と平等」の実現に向け、障がい者に対する理解と認識を深め、心と心がふれあう福祉のまちづくりを促進する目的で「第43回福祉展」(令和6年11月30日~12月1日)を開催した。2日間で、およそ1,400人の市民の参加があった。

「第40回高槻市市民ふれあい運動会」は、「運動会 心をつなぎ 笑顔でファイト!」をテーマに令 和6年10月6日に開催した。およそ600人もの市民の参加があった。

(16) 障がい者福祉センター(ゆう・あいセンター)(障がい福祉課)

障がい者の社会参加の促進と自立を援助し、各種の福祉活動の交流と憩いの場として、すべての市民 とふれあいを促進するため次のような事業を実施している。

① デイサービス事業

対象者 原則在宅で18歳以上65歳未満の障がい者 事業内容 機能訓練、社会適応訓練、リハビリテーション 創作文化教室(陶芸、書道、絵画等の各種教室)

② 障がい者生活支援事業

対象者 在宅を中心とした障がい者等

事業内容 在宅福祉サービス(デイサービス、ショートステイ、ホームヘルプ等)の利用援助、社会 資源(事業所、住宅改修等)を利用するための支援、社会生活力を高めるための支援、専 門機関の紹介等

③ 情報提供、交流·研修事業

ア 情報提供

点字図書、音訳テープ、DVD、一般図書などの閲覧、貸出

イ 交流・研修

野外交流事業、各種講演会、講習会の実施

(17) 市内の委託相談支援事業所(福祉相談支援課)

| | 名 称 | 所 在 地 |
|--------|------------------------|------------------------------------|
| | 地域生活支援センター らいと | 真上町2-3-23 |
| 障 が | 高槻西部地域活動支援センター ステップ | 富田町5-17-5 |
| い 者 | 相談支援センター スキップ | 高槻町4-17 |
| 自 | 生活支援センター あんだんて | 郡家本町5-2 (高槻地域生活総合支援センターぷれいすBe内) |

| | 聖ヨハネ障がい者相談支援事業 | 城内町1-11 (ゆう・あいセンター内) |
|------|-------------------|--------------------------------------|
| | 相談支援センター わかくさ | 大字唐崎1277 |
| | 高槻地域生活支援センター オアシス | 松川町25-5 |
| | 地域生活相談所 ライラック | 津之江町2-24-12 今井ビル2F |
| 724 | 相談支援チェリー・ハート | 津之江町1-37-11 |
| 障がい児 | こども相談支援センターwish | 郡家本町5-2 (高槻地域生活総合支援センターぷれいす Be 内) |
| 児 | 聖ヨハネ子どもセンター | 南芥川町4-26ピア・グランデ2階 |

4 高齢者福祉(長寿介護課・福祉相談支援課)

65歳以上の高齢者人口の本市の全人口に占める割合は、29.3%(令和7年3月末)と全国平均29.3%(令和6年10月1日)と同水準で高齢化が進んでいる。

今後は、介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、 医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推 進が求められている。

(1) 高齢者人口

(各年度3月末現在)

| 年 | | | | 高 歯 | 令 者 / | 人口 | | |
|------------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|----------|
| 度 | 総人口 | 65~ 69 歳 | 70~ 74 歳 | 75~ 79 歳 | 80~ 89 歳 | 90~ 99 歳 | 100 歳以上 | 計 |
| 令 6 | 344, 852 | 17, 289 | 20, 064 | 24, 166 | 32, 421 | 6, 956 | 223 | 101, 119 |
| 令 5 | 346, 189 | 17, 277 | 22, 240 | 23, 361 | 31, 915 | 6, 653 | 201 | 101, 647 |
| 令 4 | 348, 020 | 17, 693 | 24, 677 | 22, 674 | 30, 466 | 6, 318 | 208 | 102, 036 |

(2) 一般の高齢者対策

(実績値は令和7年3月末時点)

| 名称・事業開始年度 | 目的 | | 対 | 象 | 者 | 件数及 | び実績 |
|-----------|-----------|-----------|-----|----|-----|------|--------|
| 敬老イベント | 社会に貢献してこ | られた高齢者の | おおむ | ね6 | 0歳以 | 来場者数 | |
| (昭和35年度) | 方々に感謝の意を表 | 長し、長寿をお祝い | 上の人 | | | | 151 人 |
| | するとともに、介護 | 予防の普及啓発を | | | | | |
| | 図る。 | | | | | | |
| 敬老事業 | 90歳の方に市長の | のメッセージカー | 90歳 | | | | 1,445人 |
| (昭和39年度) | ドを贈呈する。また | 、市内最高齢者に | | | | | |
| | 敬老祝品を贈呈し、 | 、長寿をお祝いす | 最高齢 | 者 | | | 1人 |
| | る。 | | | | | | |

| 市営バス無料・割引 | 高齢者に対し、市営バスの無料・割引 | 無料:75歳以上 | 無料乗車券交付件数 |
|------------|-------------------|----------|-----------|
| 乗車券(ICカード) | 乗車券(ICカード)を交付し、高齢 | 割引:70~75 | 62, 378 人 |
| の交付 | 者の外出支援、社会参加及び生きがい | 歳未満 | 割引乗車券交付件数 |
| (昭和47年度) | づくりの促進を図る。 | (経過措置有) | 4,913 人 |

(3) ひとり暮らし・要援護高齢者対策

(実績値は令和7年3月末時点)

| (の) いこう春らし | 安泛该同断伯列》 | ~ | | (ノヘルス) | | 午 5 月 不时点 |
|--|---------------------|-------------|------------------------|--------|---|---|
| 名 称 · 事 業 開 始 年 度 | 目 | 的 | 対 | 象 | 者 | 件数及び実績 |
| 養護老人ホームへの | 環境上の理由(1) | しで生活すること | おおむねの | 3 5歳 | 以上の人 | 2 施設 |
| 入所措置 | が困難な状況等)及 | 及び経済的な理由 | | | | 34 人 |
| (昭和38年度) | により、居宅におい | | | | | |
| ※福祉相談支援課 | ことが困難な人を力 | | | | | |
| 緊急通報装置等の設置 | ひとり暮らし高齢者 | 音等に対し、緊急 | ひとり暮 | らし | の高齢者 | 緊急通報装置 |
| (平成2年度) | 時の不安を解消し、 | | (日中等で | シとり | 暮らしの | 設置件数 |
| | 活が営むことがで | | 方を含む) | また | は高齢者 | 1,543件 |
| | る。 | , , , , , , | のみの世帯 | | | 熱感知センサー |
| | | | 康不安があ | | | 設置件数 |
| | | | | | 。 ひとり暮 | 837 件 |
| | | | らしの人で | | | 33.11 |
| | | | 熱感知セン | | | |
| | | | 可能。 | | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | |
| | | | 対象者の | の内、 | 固定電話 | |
| | | | 回線を設置 | | | |
| | | | モバイル対 | | | |
| | | | 装置の設置 | | | |
| | | | 5年度から | | 1100 (1911 | |
| 日常生活自立支援事業 | 権利侵害を受けやす | けい高齢者等への | 判断能力な | | 分な高齢 | 相談受付 |
| (平成11年度) | 支援のため、高槻戸 | | 者・障がい | | | 5, 103 件 |
| (1///12 1 1/2) | が実施する日常生活 | | L 17.7 | д оч | | 延べ契約件数 |
| ※福祉相談支援課 | の補助を行った。 | | | | | 87件 |
| WITH IMPROVINGEN | 1111/2 6 14 - 160 | | | | | サービス実施数 |
| | | | | | | 5, 439 回 |
| 軽費老人ホーム(ケア | 高齢者がケアハウス | スを低額な料金で | ケアハウス | スを設 | 置経営す | 10 施設 |
| ハウス)事務費補助 | 利用することができ | | る事業者 | , . | | 定員 390 人 |
| (平成15年度) | 者に対して助成する | | 3 1 //(2 | | | , |
| 救急医療情報キット | | | ていし か 苔 | / ۱ / | カウシャ | |
| * / * * * * * * * * * * * * * * * * | かかりつけ医療機関の情報な保管する場 | | | | | |
| 配付事業 | の情報を保管する物 | | | | | 11,866 個 |
| (平成23年度)) | トを配付し、高齢者 | | | | は局断石 | |
| | るとともに、緊急 | すい週別な対応(/) | のみの世帯 | Ħ | | |
| 本日次日枡/本市光 | 一助とする。 判断能力の欠如等に | ァトル 田立立佐州 | 古細士士 | +++- | はた思っ | バンノカマジAFL出A |
| 市民後見推進事業 | 1 4.7 | | 高槻市在信 | | | バンク登録者 |
| (平成24年度) | や契約等の法律行為 | | 者で、満2 | | 以上 / 0 | 19 人 |
| √√ + □ +, 1+□=)/ 1 +√+∞=□ | 定が困難な者の権利 | | 歳未満の | | | |
| ※福祉相談支援課 | 市民としての特性を | | | | | |
| | 動を地域で展開する | の争かでさる巾氏 | | | | |
| | 後見人を養成する。 | | | | | |

| 生活管理指導短期宿泊 | 基本的生活習慣に不安がある人を、 | おおむね65歳以上で、 | 年間宿泊回数 |
|------------|------------------|-------------|---------|
| 事業 | 養護老人ホーム等に一時的に宿泊さ | 自立又は介護認定で非該 | 17 回 |
| (平成12年度) | せ、生活習慣等の指導を行い、在宅 | 当と認定された基本的生 | 年間延べ利用日 |
| ※福祉相談支援課 | 生活を支援する。 | 活習慣に不安がある人 | 数 |
| | | | 332 日 |

※ () 内は開始年度

(4) すこやかテラス (老人福祉センター)

| 施設名 | 所 在 地 (開設年月日) | 送迎バス | 施設名 | 所在地 (開設年月日) | 送迎バス |
|-----------|---------------|------|-----------|-------------|------|
| 富田すこやかテラス | 富田町二丁目4-9 | 運行なし | 郡家すこやかテラス | 郡家新町48-6 | 運行 |
| (ひかり荘) | (昭50.4.9) | | (ふるさと) | (昭52.4.12) | (直行) |
| 春日すこやかテラス | 春日町21-28 | 運行なし | 山手すこやかテラス | 山手町二丁目2-2 | 運行 |
| (あけぼの) | (昭59.5.12) | | (花みずき) | (平6.12.1) | (巡回) |
| 芝生すこやかテラス | 芝生町四丁目3- | 運行なし | | | |
| (やすらぎ) | 11(平15.7.7) | | | | |

- ※ 5施設で高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を実施し、生きがいと社会参加を促進するとともに、 社会的孤立感の解消及び自立の助長に努める。また、同施設では、高齢者ICT推進事業や介護予防事 業も実施している。
- ※ 開館時間はいずれも午前9時から午後5時15分まで。休館日は日曜(芝生は火曜)・祝日(9月第3月曜日は除く)と年末年始。指定管理者による運営。

(5) 老人クラブへの活動支援(昭和46年度から実施)

老人クラブは、高齢者の生活を健康で豊かなものにし、福祉の増進を図ることを目的に設立され、おおむね60歳以上の人で構成されている。会員の教養の向上、レクリエーション、社会活動の促進等の活動を行っている。

① 助 成 金

ア活動助成

会員数が71人以上の老人クラブ

2,700 円×年間月数に30 人を超え70 人までは1 人あたり月額180 円、70 人を超えた会員数には1 人あたり月額120 円を加算した額を補助金額とする。ただし、500,000 円を上限額とする。

会員数が31~70人の老人クラブ

2,700 円×年間月数に30 人を超えた会員数に1人あたり月額180 円を加算した額を補助金額とする。

会員数が 21~30 人の老人クラブ

1,800 円×年間月数に20人を超えた会員数に1人あたり月額90円を加算した額を補助金額とする。 会員数20人の老人クラブ

1,800 円×年間月数

イ 貸切バス調達等

交通手段や旅行人数に応じて、日帰り旅行に係る費用の一部を補助する。ただし、180,000 円を上

限額とする。

(6) 高齢者地域支えあい事業 (平成16年度から実施)

ひとり暮らし高齢者等の安否確認のため、社会福祉協議会地区福祉委員会が中心となり、定期的に自 宅を訪問する「見守り・声かけ訪問運動」を実施している。

5 介護保険(長寿介護課・福祉相談支援課)

介護保険制度は、本格的な高齢社会到来の中、介護を必要とする人が年々増え続けていることから、 国民の共同連帯の理念に基づき、介護を社会全体で支えあう制度として設けられ、平成12年4月1日 から実施されている。

(1) 要介護等認定者数

① 要介護等認定者数

(令和7年3月末現在)

| | 要支援 1 | 要支援2 | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護3 | 要介護 4 | 要介護 5 | 計 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|---------|
| 第1号被保険者 | 5,001 | 3, 333 | 3, 738 | 2, 775 | 2, 375 | 2, 289 | 1,711 | 21, 222 |
| 第2号被保険者 | 56 | 65 | 38 | 60 | 43 | 46 | 41 | 349 |
| 計 | 5, 057 | 3, 398 | 3, 776 | 2,835 | 2, 418 | 2, 335 | 1,752 | 21, 571 |
| 構成比率(%) | 23. 4 | 15.8 | 17. 5 | 13. 1 | 11. 2 | 10.8 | 8. 1 | |

[※] 構成比率は小数点二位を四捨五入しているため合計が100%とならない場合がある。

② 高齢者人口からみた要介護等認定者の比率

(令和7年3月末現在)

| 人数 | | 比 率 | |
|---------------|----------|---------------------|-------|
| 総人口 | 344, 852 | | |
| 高齢者人口(65 歳以上) | 101, 119 | 高齢化率(高齢者人口/総人口) | 29.3% |
| 要介護等認定者数(第1号) | 21, 222 | 高齢者人口に対する要介護等認定者の比率 | 21.0% |

(2) 第1号被保険者(65歳以上)保険料

第1号被保険者の保険料は、事業計画期間(3年)ごとに設定しており、令和6年度から令和8年度までの保険料基準額は年額73,201円(月額6,100円)となっている。

(3) 利用者負担

① 居宅サービス利用者

利用者は、在宅サービス費用の1割、2割または3割を利用者負担として事業者に支払う。ただし、 居宅介護支援費(ケアプラン作成等)については、10割の保険給付としているため、利用者負担なし。 また、通所・居住系サービス及び短期入所(ショートステイ)では、食費・滞在費や日常生活費用(日 用品、教養娯楽費など)は保険給付対象外。

② 施設サービス利用者

利用者は、施設サービス費用の1割、2割または3割を利用者負担として事業者に支払う。また、施設では保険給付対象外の食費、居住費、日常生活費用(日用品、教養娯楽費など)の負担が必要。

③ 低所得者の食費・居住費の負担限度額

施設入所及び短期入所(ショートステイ)を利用する場合、低所得者の施設利用が困難とならないように、食費と居住費(滞在費)について所得に応じた負担限度額までを自己負担し、施設には平均的な費用(基準費用額)と負担限度額との差額を補足給付する。

④ 高額介護サービス費

1割、2割または3割の利用者負担が高額となり、一定額(負担上限額)を超えるような場合には、その超えた部分について高額介護サービス費を支給する。

⑤ 高額医療·高額介護合算制度

医療保険と介護保険の利用者負担を軽減する目的で、各医療保険(国民健康保険、被用者保険、後期 高齢者医療制度)における世帯内で、医療及び介護の両制度における1年間の自己負担額の合計額が著 しく高額となった場合に、一定の上限額を超えた部分について高額医療合算介護サービス費を支給する。

⑥ 利用者負担軽減特別対策

ア 社会福祉法人等による利用者負担軽減

社会福祉法人等が提供するサービスの利用者のうち、一定要件に該当する人の利用者負担額を軽減するため、申請に基づき利用者負担軽減確認証を交付した。

イ 居宅介護サービス費等の額の特例制度

災害や収入の著しい減少により介護サービス費等を負担することが困難となった人の減免制度の 周知に努めた。

(4) 保険給付の状況等

① サービス種類別利用者数

(令和6年度)

| サート | ごスの種類 | 延べ利用者数(人) | 延べ日数・回数 |
|--------|---------------|-----------|-------------|
| | 訪問介護 | 49, 784 | 892, 384 |
| | 訪問入浴介護 | 2, 896 | 13, 643 |
| | 訪問看護 | 39, 545 | 229, 769 |
| | 訪問リハビリテーション | 3, 707 | 18, 507 |
| | 居宅療養管理指導 | 114, 778 | 270, 251 |
| | 通所介護 | 35, 833 | 299, 418 |
| 居宅サービス | 通所リハビリテーション | 21, 302 | 150, 873 |
| サーバ | 短期入所生活介護 | 6, 977 | 47, 850 |
| ヒス | 短期入所療養介護 | 2, 772 | 20, 678 |
| | 福祉用具貸与 | 112, 197 | 3, 248, 030 |
| | 福祉用具購入費 | 2, 009 | _ |
| | 住宅改修費 | 1, 921 | - |
| | 特定施設入居者生活介護 | 9, 052 | 264, 963 |
| | 介護予防支援・居宅介護支援 | 131, 068 | _ |

| | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 352 | 9, 989 |
|--------|------------------|---------|----------|
| | 夜間対応型訪問介護 | 11 | 341 |
| 地 | 認知症対応型通所介護 | 2, 025 | 19, 073 |
| 域密 | 小規模多機能型居宅介護 | 1, 499 | 31, 844 |
| 地域密着型サ | 地域密着型通所介護 | 17, 064 | 138, 826 |
| ビ | 看護小規模多機能型居宅介護 | 438 | 10, 161 |
| ス | 認知症対応型共同生活介護 | 6, 036 | 178, 097 |
| | 特定施設入居者生活介護 | 779 | 25, 429 |
| | 介護老人福祉施設入所者生活介護 | 3, 098 | 93, 556 |
| 施 | 介護老人福祉施設 | 14, 458 | 430, 650 |
| 施設サ | 介護老人保健施設 | 8, 398 | 224, 205 |
| ービス | 介護療養型医療施設 | 0 | 0 |
| | 介護医療院 | 180 | 2, 808 |

② 保険給付実績

(単位:千円)

| 年 度 | 令和6年度 |
|------------------|--------------|
| 居宅(介護予防)サービス費 | 17, 728, 411 |
| 地域密着型(介護予防)サービス費 | 4, 746, 457 |
| 施設サービス費 | 6, 812, 110 |
| 高額介護サービス費 | 921, 142 |
| 高額医療合算介護サービス費 | 139, 650 |
| 特定入所者介護サービス費 | 349, 080 |
| 審查支払手数料 | 27, 896 |
| 合 計 | 30, 724, 744 |

[※] 各給付費は千円未満四捨五入によるため、合計額とは一致しない場合がある。

(5) 地域支援事業(一部介護保険特別会計)

① 介護予防・日常生活支援総合事業

平成26年6月の介護保険法改正に伴い、要支援者等に対して必要な支援を行い、住民主体の介護予防活動の育成及び支援等を行うことを目的に、平成29年4月より「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」から構成される本事業を開始した。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等に対して、従来介護予防給付において提供していた「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」及び「介護予防支援」の一部を本サービスとして提供した。

(ア) サービス種類別利用者数

| 年 度 | 令和6年度 |
|--------------|---------|
| 訪問型サービス | 21, 300 |
| 通所型サービス | 30, 024 |
| 介護予防ケアマネジメント | 23, 055 |

(イ) 事業費実績

(単位:千円)

(単位:人)

| 年 度 | 令和6年度 |
|----------------------|-------------|
| 訪問型サービス事業費 | 427, 592 |
| 通所型サービス事業費 | 728, 855 |
| 介護予防ケアマネジメント事業費 | 114, 679 |
| 高額介護予防サービス費相当事業費 | 2, 025 |
| 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費 | 6, 495 |
| 審査支払手数料 | 3, 531 |
| 合 計 | 1, 283, 177 |

[※] 各事業費は千円未満四捨五入によるため、合計額とは一致しない場合がある。

イ 一般介護予防事業

全ての高齢者を対象に、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業(講演会・介護予防教室、相談会、イベント等)、及び地域介護予防活動支援事業(地域活動組織への支援・協力等)を実施した。

(ア) 介護予防普及啓発事業

(a) 介護予防教室等

| | 令和6年度 | | |
|-------------|--------|---------|--|
| | 開催回数 | 参加人数 | |
| | (回) | (人) | |
| 講演会・介護予防教室等 | 1, 382 | 42, 711 | |
| 相談等 | 322 | 903 | |
| イベント等 | 2 | 322 | |

(b) 高齢者の健康づくり事業(高槻市ますます元気!健幸ポイント事業)

| 年 | 度 | 令和6年度 |
|---------|----------|--------|
| 健幸パスポート | 、発行者数(人) | 6, 464 |

(イ) 地域介護予防活動支援事業

(a) 介護予防活動通所型

| 年 度 | 令和6年度 |
|-------------|---------|
| 年間延べ利用者(人) | 12, 509 |
| 年間延べ実施回数(回) | 1, 436 |

(b) ボランティア育成のための研修会等

| 年 度 | 令和6年度 |
|----------|-------|
| 実施回数 (回) | 7 |
| 参加人数(人) | 252 |

(c) 地域活動組織への支援・協力等

| 年 | 度 | 令和6年度 |
|-------|-----|---------|
| 実施回数(| (回) | 930 |
| 参加人数(| (人) | 16, 505 |

② 包括的支援事業

ア 地域包括支援センターの設置(福祉相談支援課)

介護保険法第115条44項及び45項の規定に基づき、高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市内12箇所の地域包括支援センターにおいて、総合相談支援や他の必要なサービスとの連携、介護予防ケアマネジメントの実施、包括的・継続的マネジメントの実施、高齢者の虐待防止のための相談や権利擁護を実施した。

| 内 訳 | | 令和6年度 |
|------------------|-------|---------|
| 設置数 | (箇所) | 12 |
| 介護予防支援 | (件) | 44, 923 |
| 介護予防ケアマネジメント | (件) | 23, 376 |
| 総合相談支援 | (件) | 8, 126 |
| 権利擁護・高齢者虐待 | (件) | 221 |
| 包括的継続的ケアマネジメント支援 | 美 (件) | 582 |

イ 地域包括支援センター連絡会の開催(福祉相談支援課)

主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士の3職種がそれぞれ情報や課題を共有し、高齢者の支援 に向けて意見交換する場として部会を開催した。また、地域包括支援センター同士の連携を深めるため、全体会を開催、連絡事項の伝達やスキルアップの研修、意見交換を行った。

連絡会開催状況 (単位:回)

| 年 度 | 令和6年度 |
|------|-------|
| 開催回数 | 17 |

ウ 高齢者虐待防止支援事業(福祉相談支援課)

高齢者虐待についての相談や支援を行った。

| 年 | 度 | 令和6年度 |
|--------|---------|-------|
| 相談受 | 付 (件) | 139 |
| 虐待と判断し | た件数 (件) | 75 |

工 認知症総合対策事業 (福祉相談支援課)

(ア) 行方不明高齢者家族支援サービス事業

認知症等により行方不明となる恐れのある高齢者の安全の確保を図り、その方の家族が安心して生活できる環境を確保するため、位置検索システム(GPS)の利用料を助成した。

| 年 度 | 令和6年度 |
|----------|-------|
| 利用者人数(人) | 54 |

(イ) 認知症サポーター養成講座

認知症についての正しい理解を深め、認知症の人やその家族を見守るサポーターを養成するため、講座を開催した。

| 年 度 | 令和6年度 |
|---------|--------|
| 講座回数(回) | 49 |
| 養成人数(人) | 1, 216 |

(ウ) 行方不明高齢者SOSネットワーク

認知症高齢者が行方不明となった場合に、協力機関へ情報提供し、捜索を依頼した。また、登録者に対し、二次元コードのついた見守り安心ネットワークシールの配布を行った。

| 年 度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|
| 協力機関数(箇所) | 189 |
| 情報提供数(回) | 7 |
| 登録者数(人) | 357 |

(エ) 認知症初期集中支援チーム

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けるために、認知症の方やその家族に対し、早期に関わる認知症初期集中支援チームと連携を図り、 支援を行った。

③ 任意事業

ア 事業者研修会の開催

介護給付適正化の推進を図る観点から、居宅介護支援事業所、介護保険施設及びサービス提供事業所を対象に、事業者のサービス水準及び介護従事者の資質向上を目的として研修会を定期的に開催した。

イ 家族介護用品の支給

紙おむつ等の介護用品を定期的に自宅に配達することにより、その家族の負担を軽減した。

ウ 居宅介護支援事業者等への支援事業の実施

介護支援専門員の業務に対する支援事業として、住宅改修費支給申請におけるケアプラン未作成者の「住宅改修理由書」作成業務を対象とし、業務1件につき2,000円の助成を行った。

エ 介護サービス相談員派遣事業

介護サービス相談員を介護サービス提供事業所に派遣し、サービス利用者の話を聞くことで、利用者の介護サービスに関する疑問や不安の解消及び苦情の解決を図るとともに、派遣を受けた事業所のサービスの質的な向上を図っている。

オ 配食サービス事業(福祉相談支援課)

介護予防及び食の自立を目的に、栄養のバランスのとれた夕食を居宅に訪問して定期的に提供する (月~土曜の週6回を限度)。併せて安否を確認し、健康状態に異常があれば関係機関等に連絡を行った。

| | 令和6年度 |
|-------|-----------|
| 実利用人数 | 868 人 |
| 年間食数 | 108,990 食 |

力 成年後見制度利用支援事業(福祉相談支援課)

判断能力の低下により契約などの法律行為が困難な人に対し、家庭裁判所に「後見」・「保佐」・「補助」の開始等の審判の申立を行った。

| 年 度 | 令和6年度 |
|------|-------|
| 申立件数 | 16 件 |

(6) 介護保険制度の周知

市民の理解を得るため、広報たかつきへの掲載、高齢者サービスガイドや介護保険施設及び入居系事業所に特化したサービスガイド等の発行、市のホームページによる介護保険制度の情報提供及び職員出前講座等による制度の周知を行った。

(7) 介護保険事業計画の進行管理

高槻市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において第8期介護保険事業計画の進行管理に係る点検 評価を行った。

(8) 介護保険施設(令和7年3月末現在)

介護保険施設の整備状況は、以下のようになっている。

- ① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 15施設
- ② 介護老人保健施設

8施設

(9) 地域密着型サービス(令和7年3月末現在)

第8期介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス(原則高槻市民のみ利用可能)の整備状況は、以下のようになっている。

小規模多機能型居宅介護
 看護小規模多機能型居宅介護
 認知症対応型共同生活介護
 地域密着型特定施設入居者生活介護
 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 1 0 施設
 3 施設
 9 施設

6 後期高齢者医療制度(国民健康保険課)

後期高齢者医療制度は、本格的な高齢化社会に対応するため、老人保健制度が改正され、平成20年 4月より実施された。

保険者として制度を運営するのは、府下全市町村が参加する「大阪府後期高齢者医療広域連合」となり、市は各種申請の受付や資格確認書等の引渡し、保険料の徴収などを行っている。

(1) 被保険者資格·給付

① 資格

市内に住所を有する下記の人 ※生活保護受給者は除く

・75歳以上の人(75歳の誕生日から)

・65歳から74歳までで、一定の障がいがあり、加入の申請をして広域連合に認められた人(認定 日から)

② 被保険者数(令和6年度)

61,656人(うち現役並み所得者 5,000人)

③ 給付する範囲

医療機関等で診療を受けた場合、窓口での負担割合は1割または2割となる。ただし、現役並み所得者の負担割合は3割となる。

| | 負 | | 1か月の自己 | 1か月の自己負担限度額 | | |
|-------------------|-------------|-----------------------------------|--------------------|-------------|--|--|
| 所 得 区 分 | 担割 | 判定基準 | 外来 | 外来+入院 | | |
| | 合 | | (個人単位) | (世帯単位) | | |
| 現役並み所得者Ⅲ | | | 252, 60 | 100 円十 | | |
| 課税所得690万円以上 | | | (総医療費-84 | 2,000円)×1% | | |
| 株代/// 特 090 万 口以上 | | 本人または同一世帯の被保険者の住民税課税所得(各種控除後の所得)が | [140, 100 | 円] (※) | | |
| - 現役並み所得者 II | | 145万円以上。 | 167, 40 | 00 円+ | | |
| 課税所得380万円以上 | 3割 | ただし、昭和20年1月2日以降生ま | (総医療費-55 | 8,000円)×1% | | |
| 陈彻州村 300 万门及工 | | れの被保険者と同一世帯の被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計 | [93,000円] (※) | | | |
| 現役並み所得者 I | | 額が210万円以下の場合を除く。 | 80, 100 円+ | | | |
| 課税所得 145 万円以上 | | | (総医療費-267,000円)×1% | | | |
| 陈彻州村143 万门处土 | | | [44, 400 円] (※) | | | |
| | | 本人または同一世帯の被保険者の住 | | | | |
| | | 民税課税所得が 28 万円以上かつ、年 | 18,000 円 | 57,600 円 | | |
| — 般 | 2割 | 金収入+その他の合計所得金額が 200 | (年間 144, 000 | [44, 400 円] | | |
| /JX | | 万円以上(世帯に被保険者が2人以上 | 円上限) | (*) | | |
| | | いる場合は320万円以上)。 | 11775/ | (*) | | |
| | 1割 他の所得区分以外 | | | | | |
| 低所得Ⅱ | | 住民税非課税世帯に属する低所得Ⅰ | | 24,600円 | | |
| | 1割 | 以外の被保険者 住民税非課税世帯のすべての世帯員 | 8,000円 | , , , | | |
| 低所得 I | | の所得が0円となる方。 | | 15,000 円 | | |

※ 過去1年間で4回以上、世帯単位で高額療養費の対象となった場合(多数回該当)の自己負担限度額

④ 給付の方法

- ・マイナ保険証(健康保険証として利用登録手続きを行ったマイナンバーカード)または資格確認書を医療機関等の窓口に提示し、負担割合に応じて一部負担金を支払えば、総医療費から一部負担金を除いた医療費が現物給付される。
- ・一部負担金が1か月の自己負担限度額(上表)を超える場合、高額療養費として払い戻しを受けられる。(給付申請受付は国民健康保険課)

(2) 保険料

保険料は、給付費の予測を基に2年ごとに設定されることとされており、所得の低い世帯、及び制度 加入前に社会保険などの被扶養者であった人には軽減の措置がある。

① 保険料率

| 区分 | 料 | 料率 | | |
|-------|-----------|-----------|-------|--|
| 年度 | 所得割 | 均等割 | 賦課限度額 | |
| 令和7年度 | 11.75/100 | 57, 172 円 | 80 万円 | |

② 収納方法

以下の場合を除き、原則として年金からの天引き。

- ・年金の額が、年額18万円未満の人
- ・介護保険料との保険料合計が、年金の額の2分の1を超える人
- ・口座振替の手続きを行い、納付方法変更申出書を提出した人

7 国民健康保険(国民健康保険課)

本市国民健康保険事業は、昭和36年4月1日に地域保険として発足した。以来、内容の充実を図りながら相扶共済の理念のもと、地域住民の社会保障と健康の保持・増進に寄与してきた。

しかし、人口の高齢化などを主な要因とした医療費の増嵩を主として、社会経済状況の変化による被保険者の保険料負担能力の低下など、国保財政の運営はこれまで厳しい状況が続いている。

これらの課題を解決するため、平成30年度から都道府県も市町村とともに保険者となり、国保財政 運営の責任主体として、中心的な役割を担い、各市町村は、これまでと同様に、資格管理、保険給付、 保険料の賦課・徴収、保健事業等の被保険者に身近な業務を担うこととされた。

国民健康保険制度が、将来にわたり持続可能な仕組みを堅持できるよう、国保財政の健全化を目指し、口座振替納付の原則化や滞納者への収納強化等による保険料収納率の向上対策、レセプト点検の強化や医療費通知等による医療費適正化事業、30歳以上の被保険者を対象とした人間ドック等の受診に対する助成事業など、引き続き努力する。

(1) 被保険者数 (各年度末の数値)

| 年度 区分 | 総世帯数 | 加入世帯数 | 加入率(%) | 総 人 口 (人) | 被保険者数 (人) | 加入率(%) |
|-------|----------|---------|--------|-----------|-----------|--------|
| 令和6年度 | 166, 344 | 38, 216 | 23. 0 | 344, 852 | 54, 520 | 15.8 |
| 令和5年度 | 165, 369 | 40, 042 | 24. 2 | 346, 189 | 58, 072 | 16.8 |
| 令和4年度 | 164, 494 | 42, 084 | 25. 6 | 348, 020 | 62, 026 | 17.8 |

(2) 年齡別加入状況

(各年度9月末の数値)

| 年度 | () 年齢 及区分 | 0~4歳 | 5~14歳 | 15 歳~64 歳 | 65 歳~69 歳 | 70 歳以上 |
|----|-------------------|-------|--------|-----------|-----------|---------|
| 令 | 被保険者数(人) | 794 | 2, 280 | 28, 261 | 9, 232 | 16, 100 |
| 6 | 加入比率(%) | 1. 40 | 4. 02 | 49. 87 | 16. 29 | 28. 41 |
| 令 | 被保険者数(人) | 830 | 2, 521 | 29, 423 | 9, 675 | 18, 282 |
| 5 | 加入比率(%) | 1. 37 | 4. 15 | 48. 45 | 15. 93 | 30. 10 |
| 令 | 被保険者数(人) | 905 | 2, 667 | 30, 604 | 10, 518 | 20, 290 |
| 4 | 加入比率(%) | 1.39 | 4. 10 | 47. 10 | 16. 19 | 31. 22 |

(3) 保険給付

① 給付割合

| 左松 | 未就学児 | 小学校入学後 69 歳まで | 70 歳から | 74 歳まで |
|------|------|---------------|---------|--------|
| 年齢 | 不웼子灯 | 小子収八子版 09 麻まし | 現役並み所得者 | 一般 |
| 給付割合 | 8割 | 7割 | 7割 | 8割 |

② 給付内容

| | 給 付 内 容 |
|------------------------|---|
| 出産育児一時金 | 500,000 円 (産科医療補償制度未加入の分娩機関等での出産の場合は 488,000 円。) |
| 葬 祭 費 | 50,000 円 |
| 精 神 · 結 核 医 療 給 付 金 | ①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条に規定する医療(結核に係るものに限る。)及び同法第 37 条の 2 に規定する医療を受けた際に生じた保険診療の自己負担相当額 ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令第1条の2第3号に規定する精神通院医療を受けた際に生じた保険診療の自己負担相当額 |
| 高額療養費 | 下表の自己負担限度額を超えた際に、申請によりその超えた額を 高額療養費として支給 |

<自己負担限度額>

70 歳以上

| 適用区分 | | 外来 (個人) | 1か月の自己負担限度額 (世帯単位) | |
|------------------------|------------------------|--|----------------------------|--|
| 現役並み所得者III (※1)(※5) | | 252,600 円+ (総医療費-842,000 円)×1% [140,100 円](※4) | | |
| 現役並み所得者 II (※1)(※6) | | 167,400 円+ (総医療費-558,000 円)×1% [93,000 円](※4) | | |
| | み所得者 I 1)(※7) | 80,100 円+ (総医療費-267,000 円)×1% [44,400 円](※4) | | |
| 一般 | | 18,000 円 (年間 14.4 万円上限) | 57,600 円 [44,400 円](※4) | |
| 住民税 | 低所得Ⅱ (※2) | 8,000 円 | 24,600 円 | |
| 非課税世帯 | 低所得 I (※ 3) | 8,000 FJ | 15,000 円 | |

^{※1} 現役並み所得者とは、住民税課税所得が145万円以上の「70歳から74歳までの国民健康保険被保険者(以下「高齢者」という。)」及び同じ世帯の高齢者の方。

なお、高齢者の基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以下の場合は「一般」が適用される。

- ※2 低所得IIとは、国民健康保険被保険者全員(他の医療保険に加入している世帯主を含む)が住民税非課税の世帯に属する高齢者の方。
- ※3 低所得 I とは、国民健康保険被保険者全員(他の医療保険に加入している世帯主を含む)の所得がゼロ (所得の中に給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額から 10 万円を控除して計算する。)の 世帯に属する高齢者の方。年金収入が806,700円(令和7年7月診療分までは80万円)を超える方が世 帯内にいる場合は該当しない。
- ※4 過去1年間で4回以上、世帯単位で高額療養費の対象となった場合(多数回該当)の自己負担限度額
- ※5 現役並み所得者Ⅲとは、住民税課税所得が690万円以上の高齢者及び同じ世帯の高齢者の方。
- ※6 現役並み所得者Ⅱとは、住民税課税所得が380万円以上690万円未満の高齢者及び同じ世帯の高齢者の方。
- ※7 現役並み所得者 I とは、住民税課税所得が 145 万円以上 380 万円未満の高齢者及び同じ世帯の高齢者の方。

70 歳未満

| 適用区分 | 所得区分 (※1) | 1か月の自己負担限度額 (世帯単位) |
|------|----------------------|--|
| r | 901 万円超または無申告 | 252,600 円+ (総医療費-842,000 円)×1% [140,100 円](※2) |
| 1 | 600 万円超~ 901 万円以下 | 167,400 円+ (総医療費-558,000 円)×1% [93,000 円](※2) |
| ウ | 210 万円超~ 600 万円以下 | 80,100 円+ (総医療費-267,000 円)×1% [44,400 円](※2) |
| 工 | 210 万円以下 | 57,600 円 [44,400 円](※2) |
| オ | 住民税非課税 (※3) | 35,400 円 [24,600 円](※2) |

- ※1 所得区分は基礎控除後の総所得金額等である「旧ただし書き所得」の合計額で決まる。
- ※2 過去1年間で4回以上、世帯単位で高額療養費の対象となった場合(多数回該当)の自己負担限度額
- ※3 同一世帯の世帯主(他の医療保険に加入している世帯主を含む)とすべての被保険者が住民税非課税の世帯。

③ 医療給付の状況

一般分 (令和6年度)

| | Þ | 区 分 | 件数(件) | 費用額(円) | 負担額(円) |
|----|----|----------|-------------|-------------------|-------------------|
| | 療養 | の給付等 | 1, 067, 404 | 26, 887, 539, 402 | 19, 792, 489, 919 |
| 療 | 食事 | 事療養・生活療養 | 178 | | 1, 630, 136 |
| 養 | 療 | 診療費 | 1, 196 | 27, 066, 880 | 19, 567, 080 |
| 費 | 養 | その他 | 39, 773 | 390, 073, 102 | 287, 919, 923 |
| 等 | 費 | 小 計 | 40, 969 | 417, 139, 982 | 307, 487, 003 |
| ,, | | 移送費 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計 | 1, 108, 551 | 27, 304, 679, 384 | 20, 101, 607, 058 |

療養の給付等内訳

(令和6年度)

| | 区 | 分 | 件数(件) | 費用額(円) |
|-----|------|-----|-------------|-------------------|
| ⇒∆. | 入 | 院 | 14, 506 | 10, 184, 074, 604 |
| 診療 | 入『 | 完 外 | 536, 000 | 8, 816, 363, 376 |
| 費 | 歯 | 科 | 137, 238 | 1, 878, 353, 610 |
| 具 | 小 | 計 | 687, 744 | 20, 878, 791, 590 |
| 調 | | 剤 | 371, 038 | 4, 863, 514, 187 |
| 食事 | 療養・生 | 活療養 | (13, 686) | 399, 369, 975 |
| 訪 | 前間 看 | 護 | 8,622 | 745, 863, 650 |
| | 合 譚 | 計 | 1, 067, 404 | 26, 887, 539, 402 |

④ その他給付状況(令和6年度)

| | | | | * |
|--------|--------------|------------------|--------------|---|
| 区分 | 高額療 | 寮養費 | 高額介護合質 | 章療養費 |
| 件数 | | 58, 564 | | 90 |
| 金額(円) | | 3, 194, 905, 631 | | 1, 973, 337 |
| 区分 | 出産育児一時金 | 葬祭費 | 精神·結核医療給付金 | 傷病手当金 |
| 件数 | 113 | 406 | 51, 983 | 1 |
| 金額 (円) | 57, 582, 947 | 20, 300, 000 | 68, 047, 835 | 27, 492 |

(4) 保険料

① 賦課方式

| 区分 | 基礎賦課額 | 後期高齢者支援金等賦課額 | 介護納付金賦課額 |
|---------|-----------------------|--------------|-------------------|
| 賦 課 方 式 | 3 方式 (所得割・均等割・平等割) | 基礎賦課額と同じ | 2 方式 (所得割・均等割) |
| 所得割算定基礎 | 被保険者の基礎控除後の総所得金額等 | 基礎賦課額と同じ | 基礎賦課額と同じ |
| 賦 課 期 日 | 4月1日 | 基礎賦課額と同じ | 基礎賦課額と同じ |
| 賦課期日後増減 | 月割計算により増減 | 基礎賦課額と同じ | 基礎賦課額と同じ |

② 賦課割合・料率及び賦課限度額の推移

(基礎賦課額分)

| 区分 | 賦 課 割 | | 合 | 料 | 料 | | | | | |
|-----|-----------|-----------|----------|-----------|---------|---------|-----------|--|--|--|
| | 元组生 | +//-/ | TE KAN | 所得割 | 均等割 | 平等割 | 賦課限度額(万円) | | | |
| 年度 | 所得割 | 均等割 | 平等割 | 別待割 | (円) | (円) | | | | |
| 令和7 | 48. 1/100 | 31.6/100 | 20.3/100 | 9.30/100 | 34, 424 | 33, 574 | 65 | | | |
| 令和6 | 48. 5/100 | 31. 1/100 | 20.4/100 | 9.56/100 | 35, 040 | 34, 803 | 65 | | | |
| 令和5 | 50.4/100 | 26. 9/100 | 22.7/100 | 9. 18/100 | 28, 309 | 36, 589 | 65 | | | |

(後期高齢者支援金等賦課額分)

| 令和7 | 48. 4/100 | 31.4/100 | 20.2/100 | 3.02/100 | 11, 034 | 10, 761 | 24 |
|-----|-----------|----------|----------|-----------|---------|---------|----|
| 令和6 | 48.8/100 | 30.9/100 | 20.3/100 | 3. 12/100 | 11, 167 | 11, 091 | 22 |
| 令和5 | 49. 1/100 | 27.6/100 | 23.3/100 | 2.98/100 | 9, 484 | 12, 257 | 22 |

(介護納付金賦課額分)

| 令和7 | 45. 3/100 | 54. 7/100 | - | 2.56/100 | 18, 784 | _ | 17 |
|-----|-----------|-----------|----------|----------|---------|--------|----|
| 令和6 | 45. 9/100 | 54. 1/100 | | 2.64/100 | 19, 389 | _ | 17 |
| 令和5 | 46.0/100 | 47.8/100 | 6. 2/100 | 2.62/100 | 17, 304 | 2, 471 | 17 |

③ 収納方法

・納付書払い

納付書により指定の金融機関、市役所、支所、指定のコンビニエンスストア、指定のスマートフォン 決済アプリで納付

• 口座振替

納付義務者等の口座から振替(指定の金融機関)

•特別徴収

納付義務者の年金から受給月ごとに徴収

8 健康づくり推進(健康づくり推進課)

(1) 成人保健

成人保健事業については、壮年期からの健康の保持・増進を図るため、健康教育、健康相談、歯科健康診査、健康診査、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、前立腺検査(PSA検査)、骨の健康度測定、肝炎ウイルス検診、ピロリ菌検査を実施している。

令和6年10月1日より訪問歯科健康診査を開始した。

① 健康教育・健康相談

(令和6年度)

| | 実 施 場 所 | 対 象 | 実施回数・参加者数 | その他 |
|------|-------------|---------------------|-------------------|-----------------------|
| 健康教室 | 保健センター | 概ね 40 歳~74 歳の 市民 | 140 1 | |
| 出前講座 | | 市民 | 22 回 672 人 | 増進を目的とする。スタッフは医師・保健師等 |
| 健康相談 | 保健センター、公民館等 | 市民 | 106 回 1, 179 人 | |

② 歯科健康診査、健康診査及び各種検診

(令和6年度)

| <u>(</u> | 丘 | דוינ | IX± | 水砂丘 | | 水ルン上 | | 合性快衫 | 1 | | | | (市和10年度) |
|----------|-------------|------|--------|--------------|-----|------------|-----------|----------------|-------------------------------------|------------------------------------|---------------|---|-----------------------------------|
| | | | | 実 | £ 1 | 施 | 場 | 所 | 対 | 象 | | 受診者数 | 受診者一部負担金 |
| 歯診 | 科 | | | 集団 : 個別 : | | | | | | (妊産婦は ごも可)の市 | | 40 人 3, 463 人 3, 503 人 | 無料 |
| 訪健 | 問康 | 歯診 | 科 査 | 自宅 | | | | | 15歳以上で が困難な市 | で、通院など i民 | | 7人 | 無料 |
| 健 | 康 | 診 | 査 | 実施医 | 療機 | 関 | | | 30歳〜39点 生活保護さる40歳以_ | を受けてい | | 1,020人 | 無料 |
| 肺検 | カ | Š | ん診 | 集団 : 個別 : | 保健生 | センク 医療機 | ター、 幾関 | 公民館等 | 40 歳以上の |)市民 | 集団 個別 計 | | 無料 |
| 胃検 | カ | | | 集団 : 個別 : | | | | | 50 歳以上 <i>0</i> (前年度未 | | | (エックス線) 615 人 (エックス線) 713 人 (内視鏡) 5,531 人 6,859 人 | 無料 |
| 大検 | 腸 | | | 集団 : 個別 : | | | | | 40 歳以上の | D市民 | 集団 個別 計 | 2, 229 人 25, 558 人 27, 787 人 | 無料 |
| 子が検 | 扂 | ī | 6 | 集団 : 個別 : | | | | | 20 歳以上((前年度末 | | 集団 個別 計 | 1,513 人 13,242 人 14,755 人 | 無料 |
| 乳 検 | カ | | | 集団 : 個別 : | | | | | 30 歳以上((前年度未 | の女性市民 受診) | 集団 個別 計 | 1,566 人 7,933 人 9,499 人 | 無料 |
| | 立 査 検 | • | | 集団 : 個別 : | 保健一 | センク | ター、 幾関 | 公民館等 | 50 歳以上 8 男性市民 | 89 歳以下の | 集団 個別 計 | 905 人 10, 814 人 11, 719 人 | 無料 |
| 骨度 | の 測 | | 康定 | | | | | 学で実施す 弁設して実 | 40 歳以上の | D市民 | 集団 | 2, 327 人 | 500 円 |
| 肝ウ検 | イ | | | 集団 : 個別 : | | | | 公民館等 | となる市民 肝炎ウイ/ | 40 歳以上 たで、過去に レス検診や を受けたこ | 集団 個別 | 480 人 981 人 1, 461 人 | B型 500円 C型 500円 B型+C型1,000円 |
| ピ 検 | | | | 集団 : 個別 : | | | | 公民館等 | 30 歳から 4 市民で、過 菌検査・除 けたことの | 菌治療を受 | 集団 個別 計 | 83 人 659 人 742 人 | 500 円 |

|--|

(2) 国民健康保険特定健康診查・特定保健指導

当該年度40歳~74歳(75歳の誕生日の前日まで)の国民健康保険加入者を対象としてメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施し、その結果に応じて、ライフスタイルに合わせた生活習慣改善の特定保健指導を行った。

① 特定健康診査

(令和6年度)

| | 実 | 施 | 場 | 所 | 対 | 象 | 受診者数 | 受診者一部負担金 |
|--------|---|---|---|-----|---|------|-----------|----------|
| 特定健康診查 | | | | 民館等 | | 市国民健 | 14, 553 人 | 無料 |

[※] 令和7年6月25日現在の数値。最終結果は令和7年11月に確定。

② 特定保健指導

(令和6年度)

| | | | | | | | | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | |
|-----|----------|--|-------|-----|--------|---------|------|---|--|
| | 実 | 施 | 場 | 所 | 対 | 象 | 実施者数 | 受診者一部負担金 | |
| | | | | | 当該年度 | 40 歳~ | | | |
| 特 5 | 学生国,促发 | はよういん | 7 /\` | 尺倍学 | 74 歳(7 | 5 歳の誕 | | | |
| | | ■団:保健センター、公民館等■別:実施医療機関 | | | | i日まで) | 62 人 | 無料 | |
| 休 | 子间的 , 天/ | 川:夫旭 医原 | | | の高槻市 | | | | |
| | | | | | | 八者 | | | |

[※] 令和7年6月25日現在の数値。最終結果は令和7年11月に確定。

(3) 栄養・食育

メタボリックシンドロームの予防・改善に効果的に取り組めるよう出前栄養講座を実施した。また、 食育SATシステムを使って、食事の栄養バランスについての知識を普及・啓発した。

① 出前栄養講座(再掲)

(令和6年度)

| 講 座 | 回数 | 参加者数 | 備考 |
|--------|-----|-------|----------------|
| 出前栄養講座 | 5 回 | 155 人 | 地区コミュニティ等からの依頼 |

② 栄養改善事業

(令和6年度)

| 講 座 | 回数 | 参加者数 | 備考 | | |
|---------------|-----|------|-----------------|--|--|
| 健康相談会(栄養改善指導) | 9 回 | 92 人 | 参加者数は、健康相談会での管理 | | |
| (本食以普佰等) | 9回 | 92 八 | 栄養士等による個別相談者数 | | |

[※] 健康教育・健康相談より内数として再掲

③ 食育SATシステムによる啓発

令和6年度は各種事業、検診、イベント等において、全24回で延べ614人に食育SATシステム (ICチップの入ったフードモデルを用いた栄養診断システム)を用いた栄養指導等を実施した。

(4) 健康づくり推進

地域に密着した総合的な健康づくりを推進するため、(社福)高槻市社会福祉協議会に委託して各種事業を行った。

① 健康・食育フェア及び健康たかつき21シンポジウム

「自らの健康は自らが守ろう」をスローガンに、市民の健康や食育への関心を高め、自発的な健康づくりにつなげることを目的に「健康・食育フェア&健康たかつき21シンポジウム」を集客型で開催する予定であったが、台風接近のため開催中止とした。

② 健康だよりの作成、配布

健(検)診や相談などの日程を記載した健康だよりを作成し、全戸配布することにより、健康に対する 啓発、各種健(検)診の受診率の向上などを図った。

(5) 「健康たかつき21」推進

「第4次・健康たかつき21」に基づき、健康づくり及び食育の推進を図るとともに、保健医療審議会において、進捗管理を行った。

1) 組織

健康たかつき 21 ネットワーク(令和 6 年度末:64 団体)の幹事会を開催した。また、健康たかつき 21 ネットワーク通信を発行したほか、実践交流会を開催し、各会員間による健康づくり及び食育推進に関する情報共有を行った。

② 地域における健康づくりの推進

各地区コミュニティ内における健康づくり活動の推進を図るため、健康づくり推進リーダー、地区コミュニティの役員等と連携して地区活動を実施した。また、新任の健康づくり推進リーダーを対象とした研修及び健康づくり推進リーダー連絡会を全地区合同で実施した。

③ 市バス d e スマートウォーク事業

市民が主体的、継続的にウォーキングを行うための環境づくりとして、市営バスの停留所に次の停留所までの距離、歩行時間、消費カロリー等を記載した路面表示を行った。

(6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の心身の多様な課題に対応し、切れ目のない支援を実施するため、大阪府後期高齢者医療広域 連合から委託を受け、地域支援事業(介護予防事業)を実施している関係機関等と連携し、後期高齢者 の保健事業と介護予防事業を一体的に実施した。

(7) がん患者のためのアピアランスケア助成

令和6年度からがん治療による外見の変化を受けた市民に対して、心理的・経済的な負担を軽減し、 がん治療と社会生活の両立を支援するため、ウィッグや胸部補整具等の購入費用の一部を助成した。

| | 助成件数 |
|-------|-------|
| 令和6年度 | 167 件 |

9 健康医療政策(健康医療政策課)

(1) 高槻島本夜間休日応急診療所

夜間及び休日における急病患者に対する初期救急医療機関として、公益財団法人大阪府三島救急医療 センターを指定管理者とし、高槻島本夜間休日応急診療所を運営している。

また、三島二次医療圏を構成する3市1町(高槻市、茨木市、摂津市、島本町)の間で協議を重ね、 平成25年3月に基本協定を締結し、平成25年度から同診療所を拠点として小児救急医療体制の広域 化を開始した。

① 所 在 地 八丁西町1番10号

② 運営主体 公益財団法人大阪府三島救急医療センター(市が指定管理者として指定)

③ 開設年月日 今和5年4月1日 上記所在地へ新築移転し、開設

昭和46年4月 休日診療所 設置

昭和48年8月1日 高槻島本夜間休日応急診療所 開設

(診療科目は内科・小児科・外科)

昭和53年4月27日 南芥川町11番1号へ新築移転し、開設

(4) 診療科目 内科、小児科、外科、歯科(歯科については、休日の昼間のみ診療)

⑤ 患 者 数(令和6年度) 28,317人

(2) 二次救急医療体制

三島二次医療圏(高槻市、茨木市、摂津市、島本町)の二次救急医療機関に対し、3市1町の連携によりその運営に係る経費の一部を補助し、二次救急医療体制(入院や手術が必要な救急患者を受け入れる医療体制)を確保している。

患 者 数(令和6年度)

| 区 分 | 協力医療機関数 | 入院 | 外来 | 総数 |
|--------------|---------|-----------|----------|-----------|
| 病院群輪番制病院運営事業 | 17 | 18, 139 人 | 38,012 人 | 56, 151 人 |
| 小児救急医療支援事業 | 5 | 1,482人 | 5,714人 | 7, 196 人 |

[※] 休日(午前8時~午後6時)及び夜間(午後6時~翌日午前8時)における救急患者数。

(3) 三次救急医療体制

救命救急センターを運営する学校法人大阪医科薬科大学に対し、3市1町の連携により運営等に係る 経費の一部を補助し、三次救急医療体制(重篤な疾患や多発外傷の救急患者を受け入れる医療体制)を 確保している。

(4) 樫田診療所

無医地区である樫田地区住民の医療を確保するため、一般社団法人高槻市医師会に委託し、運営している。

① 所 在 地 大字田能小字スハノ下11番地

② 運営主体 一般社団法人高槻市医師会

③ **開設年月日** 昭和49年9月4日

4 診療科目 内科、小児科

⑤ 診療日時 毎週火・金曜日 午後2時30分~午後5時

⑥ 診療日数 (令和6年度) 100日

⑦ **患 者 数**(令和6年度) 395人

(5) 樫田歯科診療所

無医地区である樫田地区住民の医療を確保するため、樫田診療所運営委員会に委託し、運営した。(令和6年度末で事業終了)

① 所 在 地 大字田能小字スハノ下11番地

② 運営主体 樫田診療所運営委員会(昭和56年度から)

③ 開設年月日 昭和55年4月9日

④ 診療科目 歯科

⑤ 診療日時 毎週火曜日 午前9時30分~午前11時30分

⑥ 診療日数(令和6年度) 47日⑦ 患者数(令和6年度) 206人

(6) 口腔保健センター

地域の歯科診療所においては診療が困難な障がい者(児)の歯科診療や口腔疾病の予防、口腔の衛生指導を行うことにより、障がい者などの健康の増進と福祉の向上を図る。

① 所 在 地 城東町5番1号(総合保健福祉センター内)

② 運営主体 一般社団法人高槻市歯科医師会(市が指定管理者として指定)

③ 開設年月日 平成5年6月1日

4 診療科目 歯科

⑤ 診療日時 毎週火~木曜日 午後2時~午後4時

⑥ **診療日数** (令和6年度) 144日

⑦ 患 者 数(令和6年度) 1,935人

(7) 高槻市保健医療審議会

高槻市附属機関設置条例に基づき、地域保健及び地域医療に関する事項の調査審議を行う。

(8) 医事

医療従事者(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等)の免許の交付申請に係る事務及び病院、診療所、助産所、施術所等の開設許可や届出事務を行うとともに、これら施設の監視指導を行っている。 また、医療相談窓口を設置し、医療に関する相談を実施している。

医療施設数及び病床数

(施設数は令和7年3月末現在)

| | | 施設数等 | 施設数 | | 病床 | 数 | |
|-------|-----|-------|------|--------|------|-----|--------|
| 施設の区分 | | 加西汉安久 | 一般病床 | 療養病床 | 精神病床 | 計 | |
| 病 | j | 院 | 17 | 3, 089 | 382 | 747 | 4, 218 |
| | | 有床診療所 | 5 | 53 | 0 | 0 | 53 |
| ⇒∧ | | 透析診療所 | 6 | ı | ı | - | _ |
| 診療 | 般 | その他 | 295 | ı | ı | - | _ |
| 所 | /4/ | 計 | 306 | 53 | 0 | 0 | 53 |
| /21 | 歯科語 | | 184 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小 | 計 | 490 | 53 | 0 | 0 | 53 |

| 助 産 所 | 32 | - | - | - | - |
|-------|-----|--------|-----|-----|--------|
| 合 計 | 539 | 3, 142 | 382 | 747 | 4, 271 |

施術所・歯科技工所数及び各種届出件数

(施設数は令和7年3月末現在)

| 施設数・届出の種別等 | | 施設数 | 届 出 件 数 | | | | | |
|------------------|-----------------------|-----|---------|----|-----|----|--|--|
| 施設の区分 | | 旭钗剱 | 開設 | 変更 | 廃 止 | 計 | | |
| 施術所 | あん摩マッサージ指 圧、はり、きゅう | 358 | 17 | 50 | 16 | 83 | | |
| <u>ие (13/7)</u> | 柔道整復 | 223 | 8 | 37 | 9 | 54 | | |
| 歯 科 技 工 所 | | 45 | 5 | 1 | 1 | 7 | | |

医療相談受付件数(令和6年度)

| 苦情・提言 | 件数 |
|-----------------|----|
| 医療行為・医療内容 | 25 |
| コミュニケーションに関すること | 35 |
| 医療機関等の施設 | 8 |
| カルテ開示 | 4 |
| セカンドオピニオン | 0 |
| 医療機関の紹介、案内 | 1 |
| 医療費 (診療報酬等) | 6 |
| 健康や病気に関すること | 0 |
| 薬(品)に関すること | 1 |
| その他 | 0 |
| 計 | 80 |

| 相談・問合せ | 件数 |
|-----------------|-----|
| 医療行為・医療内容 | 36 |
| コミュニケーションに関すること | 32 |
| 医療機関等の施設 | 23 |
| カルテ開示 | 11 |
| セカンドオピニオン | 1 |
| 医療機関の紹介、案内 | 96 |
| 医療費 (診療報酬等) | 11 |
| 健康や病気に関すること | 15 |
| 薬(品)に関すること | 0 |
| その他 | 6 |
| 計 | 231 |

(9) 薬事

薬局等及び高度管理医療機器等販売業等並びに毒物劇物販売業及び毒物劇物業務上取扱者に係る許可申請、登録申請、変更届等の審査を行うとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律並びに毒物及び劇物取締法等関係法令の遵守の確認のため、監視指導を実施している。

施設数、許可申請等及び立入検査の状況

(施設数は令和7年3月末現在)

| | 施設数・申請の種別等 | | F | 申請 | 等 | 件 数 | 汝 (作 | ‡) | 立入 |
|---------|------------------------|-----|----|----|-----|-----|------|------------|-----------|
| 施設の区分 | | 施設数 | 新規 | 更新 | 変更 | 廃止 | その他 | # <u></u> | 件数 (件) |
| | 薬局 | 171 | 18 | 17 | 642 | 15 | 95 | 787 | 113 |
| 薬局等 | 薬局製造販売医薬品 製造業・製造販売業 | 11 | 0 | 0 | 6 | 2 | 1 | 9 | 6 |
| 医薬品販売業 | 店舗販売業 | 66 | 3 | 7 | 234 | 5 | 0 | 249 | 45 |
| | 計 | 248 | 21 | 24 | 882 | 22 | 96 | 1045 | 164 |
| 医療機器 | 高度管理医療機器等 販売業・貸与業 | 188 | 25 | 18 | 143 | 12 | 5 | 203 | 105 |
| 販売業・貸与業 | 管理医療機器 販売業・貸与業 | 488 | 32 | 1 | 36 | 14 | 0 | 82 | 88 |

| | 計 | 676 | 57 | 18 | 179 | 26 | 5 | 285 | 193 |
|----------------|------------------------|-----|----|----|------|----|-----|------|-----|
| | 一般販売業 | 52 | 6 | 9 | 2 | 4 | 9 | 30 | 29 |
| 丰州南川州田吉光 | 農業用品目販売業 | 10 | 0 | 1 | 2 | 0 | 2 | 5 | 5 |
| 毒物劇物販売業 | 特定品目販売業 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 63 | 6 | 10 | 4 | 4 | 11 | 35 | 34 |
| 主州加南川州加 | 法第 22 条第 1 項 (届出必要) | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 毒物劇物 業務上取扱者 | 法第 22 条第 5 項 (届出不要) | - | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | ı | 17 |
| | 計 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 17 |
| 合 計 | | 987 | 84 | 52 | 1065 | 52 | 112 | 1365 | 408 |

(10) 栄養

特定給食施設等に、給食内容の向上と健康づくりのため、栄養管理の実施に関し必要な指導・助言を 行っている。また、食品の栄養に関する表示などについて、市民への情報提供に努めるとともに、事業 者への指導・助言を行っている。

特定給食施設等の指導・助言の状況 (施設数は令和7年3月末現在)

| 1.3 | た | F 910 07 1/1/10 | WERK | (地区数は7年17年3月本先生) | | | | |
|-----|-------------|-----------------|---------------|------------------|--------------|--|--|--|
| | | | 施設数及び指 | 導・助言件数 | | | | |
| | 施設の区分 | 管理栄養士の いる施設 | 栄養士のみい る施設 | 栄養士のいな い施設 | 1 | | | |
| | 学 | 26 | 7 | 36 | 69 | | | |
| | 子 仅 | 2 | 2 | 2 | 6 | | | |
| | 病院 | 14 | 0 | 0 | 14 | | | |
| | 7円 1元 | 14 | 0 | 0 | 14 | | | |
| | | 8 | 0 | 0 | 8 | | | |
| | 介護老人保健施設 | 1 | 0 | 0 | 1 | | | |
| | 介護医療院 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 刀 谩区炼风 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 老人福祉施設 | 13 | 1 | 0 | 14 | | | |
| 特 | 七八佃址旭叔 | 3 | 1 | 0 | 4 | | | |
| 定 | 児童福祉施設 | 23 | 15 | 12 | 50 | | | |
| 給 | 尤里佃址 | 3 | 3 | 2 | 8 | | | |
| 食 | 社会福祉施設 | 2 | 0 | 1 | 3 | | | |
| 施 | 11.云阳仙.旭叔 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 設 | 事業所 | 4 | 3 | 11 | 18 | | | |
| 150 | 事 未 加 | 3 | 1 | 2 | 6 | | | |
| | 寄宿舎 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 11 日 日 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 一般給食センター | 1 | 0 | 0 | 1 | | | |
| | | 1 | 0 | 0 | 1 | | | |
| | その他 | 1 | 1 | 1 | 3 | | | |

| | | 0 | 0 | 0 | 0 |
|----|------------------|-----|----|----|-----|
| | = 1 | 92 | 27 | 61 | 180 |
| | 計 | 27 | 7 | 6 | 40 |
| | 学校 | 1 | 0 | 5 | 6 |
| | 学校 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 病院 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 7四 7元 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 介護老人保健施設 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 刀 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 介護医療院 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 7 | 刀 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その | 老人福祉施設 | 8 | 2 | 4 | 14 |
| 他 | 七八佃仙旭 叔 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 他の | 児童福祉施設 | 4 | 3 | 2 | 9 |
| 給 | <u> </u> | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 食 | 社会福祉施設 | 3 | 4 | 3 | 10 |
| 施 | 11.云相址.旭故 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 設 | 事業所 | 0 | 1 | 12 | 13 |
| | 事 采 別 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 寄宿舎 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | 刊 日 日 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 1 | 0 | 3 | 4 |
| | · C V TILL | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 18 | 10 | 30 | 58 |
| | пΙ | 2 | 1 | 0 | 3 |
| | 合 計 | 110 | 37 | 91 | 238 |
| | 口一計 | 29 | 8 | 6 | 43 |

^{*} 上段は施設数、下段は指導・助言件数を示している。

(11) たばこ対策

健康増進法に基づき、市民への啓発及び施設管理権原者等に対する助言、指導等を実施している。

① たばこ関連相談

電話や来所によるたばこ相談を実施している。

② 受動喫煙防止対策

健康増進法、大阪府受動喫煙防止条例に基づき、市民に必要な情報提供、啓発を行っている。 また、施設管理権原者等に対する助言及び指導を実施している。

③ 若年者喫煙防止対策

学校、団体への教材の貸出し等を実施している。

二十歳のつどいにおいて、啓発物品の配布など喫煙防止の啓発を実施している。

(12) 健康医療先進都市の推進

全ての市民が健康でいきいきと暮らすことができ、質の高い医療・介護が受けられるまちを推進するため、(学) 大阪医科薬科大学、(一社) 高槻市医師会、(一社) 高槻市歯科医師会及び(一社) 高槻市薬剤師会と締結した連携協定に基づき、「健康医療先進都市たかつき推進連携会議」を設置し、意見交換等を行った。

また、本市の充実した医療環境や先進的な取組を啓発するため、市バスラッピング広告、広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ等での情報発信を行った。また、「次世代のがん治療「BNCT(ホウ素中性子捕捉療法)」を学ぼう」と題し、市内在住の中学生を対象とした大阪医科薬科大学関西BNCT共同医療センターの見学会を(学)大阪医科薬科大学と共催した。

(13) 骨髄等移植及びドナー登録の促進

令和6年度からドナーが骨髄等を提供しやすい環境を整え、骨髄等の移植やドナー登録の推進に貢献するため、骨髄等移植ドナー助成金制度を開始し、制度の周知に努めた。

10 保健衛生(保健衛生課)

(1) 食品衛生

飲食店及び各種食品製造施設の営業許可や届出などの事務を行うとともに、食品衛生監視指導計画に 基づく監視指導を行っている。また、ホームページや広報誌等により食品衛生啓発事業を行うとともに、 市民からの食品に関する苦情相談、食品事業者に対する個別相談や指導を行っている。

(令和6年度)

| 食品関係 営業許可施設数 | 食品関係営業許可施設 監視指導件数 | 食品等収去検査検体数 |
|-----------------|----------------------|------------|
| 3, 453 | 1, 227 | 159 |

(2) 環境衛生

旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、水道施設、墓地・納骨堂・火葬場、温泉利用施設、プール、特定建築物等環境衛生関係施設の許可や届出などの事務を行うとともに、これら施設への監視指導を行っている。また、住居衛生について市民の相談に応じるとともに啓発を行っている。

(令和6年度)

| 区分 | 施設数 | 監視指導件数 |
|---------|--------|--------|
| 営業関係施設 | 1, 079 | 252 |
| 飲料水関係施設 | 277 | 79 |
| その他 | 243 | 120 |

(3) 動物管理

飼い犬の登録、浮浪犬の捕獲などの狂犬病予防事務を行うとともに、飼えなくなった犬・猫の引取りなどを行っている。また、正しい犬の飼い方指導などの啓発を行っている。

(令和6年度)

| 新規登録数 | | 登録累計 | 狂 犬 病 予 防 | 犬捕獲頭数 | 引取り数 | | 負傷動物収容数 |
|---------|------|---------|-----------|-------|------|---------|---------|
| 村八九豆亚水安 | 豆虾养可 | 注射済票交付数 | 八田坂坝城 | 犬 | 猫 | 兵场到彻权谷奴 | |
| 1, 3 | 361 | 16, 192 | 10, 171 | 1 | 8 | 2 | 3 |

(4) 衛生検査

腸内細菌や寄生虫卵などの臨床関係検査、食中毒や食品細菌などの食品衛生関係検査、及びレジオネラ属菌、クリプトスポリジウム指標菌などの水質検査や家庭用品化学物質などの環境衛生関係検査を行っている。

(令和6年度)

| | | | | 食品 | 食品衛生関係検査 | | 環境衛生関係検査 | | 検査 | ⇒ 1. | | | |
|---|---|---|---|----|----------|---|----------|-----|----|-------------|-----|---|-----|
| 区 | | | ガ | 検 | 体 | 数 | 検 | 体 | 数 | 検 | 体 | 数 | 計 |
| 行 | 政 | 検 | 查 | | 57 | | | 391 | | | 224 | | 672 |
| 依 | 頼 | 検 | 查 | | 219 | | | - | | | _ | | 219 |

11 保健予防(保健予防課)

(1) 感染症予防

結核・感染症の届出の受理、結核患者の療養支援、結核医療費の公費負担等を行っている。エイズを含む性感染症の正しい知識の普及啓発や相談事業を行っている。また、感染症発生時の対応として、情報の収集、分析、提供を行いながら、必要な医療の確保と二次感染防止対策を迅速かつ的確に実施している。

結核患者の状況 (令和6年)

| | | 新登 | 绿 | | 新登録患者 | その他(別掲) | | |
|---|-----------------------------------|---------------|-----|------------|----------|---------|----------|----------|
| | 登 録患者数 | (R6.1~R6.12月) | | | 活動性 | | | |
| 芯 | 5日 叙 | 患者数 | 罹患率 | 喀痰 塗抹陽性 | その他の 菌陽性 | 菌陰性 その他 | 肺外 結核 | 潜在性結核感染症 |
| (| 66 人 | 30 人 | 8.6 | 11人 | 11人 | 2人 | 6人 | 17 人 |

※ 罹患率:人口10万人対

※ 登録患者数は令和6年12月末現在

HIV抗体検査・HIV/エイズ相談件数(令和6年度)

| 検査件数 | 陽性者数 | 相談件数 |
|-------|------|-------|
| 349 件 | 0人 | 357 件 |

感染症発生届出状況

(令和6年度)

| 感染症分類 | 1類 | 2類 | 3類 | 4類 | 5類 | 指定 |
|-------|----|----|----|----|------|----|
| 件数 | 0件 | 0件 | 6件 | 8件 | 109件 | 0件 |

※ 5類は全数把握のみ

※ 結核は除く

(2) 精神保健

精神障がい者の早期治療や社会復帰を支援するため、保健師、社会福祉士、精神科医師及び精神保健 福祉士等によるこころの健康相談を実施している。また、精神疾患及び精神障がいへの理解を深めるた め、市民向け講座などの普及啓発を行っている。

自殺対策事業では、自殺予防に関する普及啓発やゲートキーパー養成研修、自殺未遂者相談支援事業 等を実施している。

こころの健康相談

(令和6年度)

| 来所等相談 | 訪問相談 | 電話相談 |
|--------|-------|--------|
| 2,905件 | 310 件 | 1,060件 |

ゲートキーパー養成研修

(令和6年度)

| 実施回数 | 延べ参加者数 |
|------|--------|
| 9 回 | 439 人 |

(3) 難病

特定医療費(指定難病)受給者証の申請受付経由事務を行っている。また、難病患者に対する療養支援・健康相談を行っている。

(令和6年度)

| 特定医療費 | 費(指定難病) | 受給者証数 |
|-------|---------|--------|
| 新規 | 更新 | 総数 |
| 508 件 | 3,322件 | 3,830件 |

(4) 肝炎無料検査

肝炎の早期発見、早期治療を目的として、B型・C型肝炎の無料検査を実施している。

(令和6年度)

| 検査件数 | 陽性者数 |
|------|------|
| 25 件 | 0人 |

(5) 被爆者援護

被爆者健康手帳交付申請等の受付経由事務を行っている。

(令和6年度)

| 手帳・医療費 などの申請 | 指定医療機関変更 死亡・住所変更等届 | 健康診断結果送付 | 二世健診受付 |
|--------------|-----------------------|----------|--------|
| 42 件 | 89 件 | 61 件 | 30 件 |

(6) 予防接種

① インフルエンザ予防接種

予防接種法に基づき、原則満65歳以上の者に対してインフルエンザの予防接種の費用助成を実施している。

② 新型コロナウイルス感染症予防接種

予防接種法に基づき、原則満65歳以上の者に対して新型コロナウイルス感染症予防接種の費用助成 を実施している。

③ 成人用肺炎球菌予防接種

予防接種法に基づき、原則満65歳の者に対して成人用肺炎球菌予防接種の費用助成を実施している。 (令和6年度)

| 予防接種名 | 対象者 | 接種者数 | うち無料接種者数 |
|--------------|------------|-----------|----------|
| インフルエンザ | 原則満 65 歳以上 | 52, 955 人 | 9,676人 |
| 新型コロナウイルス感染症 | 原則満 65 歳以上 | 23, 566 人 | 6,062 人 |
| 成人用肺炎球菌 | 原則満 65 歳 | 613 人 | 59 人 |

[※] 市民税非課税世帯の市民等は全額助成を実施し、費用を支払った無料接種対象者及び高槻市外で予防接種を受けた者には償還払いを実施した。

④ 帯状疱疹予防接種

令和7年4月から、予防接種法に基づき、帯状疱疹予防接種の費用助成を実施している。 なお、経過措置のため、令和7年度は同年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、 95歳となる未接種者及び100歳以上の未接種者を費用助成の対象としている。

⑤ 風しん対策事業

風しんの感染予防及び先天性風しん症候群の発症防止を目的に、妊娠を希望する女性等を対象に風 しんの抗体検査費用及び風しんワクチン等の予防接種費用の助成を実施している。 (令和6年度)

| | 助成件数 |
|------|-------|
| 抗体検査 | 472 件 |
| 予防接種 | 685 件 |

12 高槻市保健所・総合保健福祉センター

平成15年4月1日に高槻市が中核市に移行したことに伴い、高槻市保健所を開設した。高槻市保健 所においては、これまで府の保健所が行ってきた保健、医療、衛生の各分野における専門的な業務を実 施している。また、総合保健福祉センターにおいては特定健診・特定保健指導や各種がん検診をはじめ とする成人保健事業を実施し、市民の健康の保持増進を図っている。

(1) 高槻市保健所

所 在 地 城東町5番7号

開設年月日 平成15年4月1日

敷 地 面 積 2,248.20 ㎡、 建築面積 948.03 ㎡、 延床面積 1,858.19 ㎡

(2) 総合保健福祉センター

所 在 地 城東町5番1号

開設年月日 平成5年6月1日

構 造 鉄筋コンクリート造り 地下2階地上3階建て

敷 地 面 積 2,386.46 m²、 建築面積 1,459.40 m²、 延床面積 5,983.31 m²

施設内容・保健センター

・口腔保健センター